

# 小笠原諸島振興開発計画 (素案)

(令和6年度～令和10年度)

令和6(2024)年5月





小笠原諸島振興開発計画（素案）  
(令和6年5月27日公表)



# 目 次

## 第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項

1	小笠原諸島振興開発計画の考え方	4
(1)	振興開発計画策定の意義	
(2)	計画の位置付け	
(3)	計画期間	
2	小笠原諸島の特性	6
(1)	地理的特性	
(2)	自然的特性	
(3)	歴史的・文化的特性	
(4)	社会的特性	

## 第2章 振興開発の成果と課題

1	これまでの取組と成果	10
2	今後の課題	11
(1)	産業の振興	
(2)	自然環境の保全・再生可能エネルギーの利用	
(3)	交通アクセス・情報通信基盤の整備	
(4)	生活環境の整備・定住の促進	

## 第3章 振興開発の基本の方針

1	振興開発の基本の方針	14
2	振興開発の施策の方向	15
(1)	振興開発の施策の方向	
(2)	目標人口	
(3)	成果目標の設定及び評価	
(4)	島別の対処方針	

## 第4章 分野別振興開発事業計画

1	土地の利用	18
2	交通通信の確保	24
(1)	港湾	
(2)	航路・航空路	
(3)	道路・島内交通	
(4)	情報通信	
(5)	人の往来等に要する費用の低廉化	
3	産業の振興開発	32
(1)	農業	
(2)	水産業	
(3)	商工業等	
(4)	先端技術の導入及び生産性の向上	
(5)	他産業との連携	

4	就業の促進	42
5	住宅及び生活環境の整備	43
	(1) 住宅	
	(2) 簡易水道	
	(3) 生活排水処理	
	(4) ごみ処理	
6	保健衛生の向上	50
7	福祉の増進	52
	(1) 高齢者・障害者福祉	
	(2) 児童福祉	
	(3) 地域福祉	
8	医療の確保	56
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止	58
	(1) 自然環境の保全・再生	
	(2) 自然公園	
	(3) 都市公園	
	(4) 海岸漂着物対策	
	(5) 公害の防止	
10	エネルギーの供給	64
11	防災及び国土保全に係る施設の整備	66
	(1) 防災対策	
	(2) 国土保全対策	
12	教育及び文化の振興	71
	(1) 教育	
	(2) 文化・スポーツ	
13	観光の開発	74
	(1) 観光資源の開発と観光振興	
	(2) 観光業と他産業の連携強化	
14	国内及び国外の地域との交流の促進	78
15	移住の促進	81
16	人材の確保及び育成	82
17	関係者間における連携及び協力の確保	84
18	帰島を希望する旧島民の帰島の促進	85
参考		
小笠原諸島振興開発特別措置法		
小笠原諸島振興開発基本方針		

表紙・裏表紙写真提供：小笠原村観光局

## **第1章 小笠原諸島振興開発計画の基本的事項**

昭和43(1968)年に日本に復帰した後、小笠原諸島では、昭和44(1969)年度の小笠原諸島復興計画以来の数次にわたる計画により、自立的に発展していくための基礎条件を整備することなどを目的に事業が実施され、生活基盤、産業基盤等の社会資本の整備や産業の振興等において、相応の成果を上げてきたところである。

しかし、航路に限られる本土へのアクセスの困難さや、保健・医療・福祉をはじめとする生活環境の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等、解決すべき課題は依然として残されている。

加えて、常襲する台風による風水害はもとより、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波といった自然災害に対しての備えが喫緊の課題となっている。

一方で、小笠原諸島は、我が国の南東海域に位置する国境離島でもあり、領土・領海・排他的経済水域の確保や保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等の安全上・経済上の重要な国家的役割を担っている。

また、小笠原諸島は、世界自然遺産に登録されたことが示すように、豊かで独特的な自然環境を有し、特異な歴史や独自の伝統・文化など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。こうした小笠原諸島の地域資源は主要産業である観光産業にとって最大の強みであり、自然環境の保全及びその持続的活用を図りながら、個性ある地域として更に発展していく可能性を秘めている。

近年、我が国では脱炭素社会やデジタル田園都市国家構想の実現が重要政策となっている。地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用や、様々な分野におけるデジタル技術の活用等の取組を積極的に推進し、本土から約1,000km離れた外海離島という地理的条件を克服する好機を迎える。

## (1) 振興開発計画策定の意義

我が国を取り巻く社会情勢が変化していく中、小笠原諸島への移住・定住を促進し、地域社会を維持・充実させていくことは重要である。小笠原諸島の振興開発を進めるに当たっては、これまでの経緯や現状を踏まえた上で課題に応じた整備を進めるとともに、産業の振興、雇用の拡大、住民生活の安定等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら進めることにより、小笠原諸島の自立的発展を目指すことが必要である。

本計画は、以上のような状況を踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発の基本の方針と施策の方向を明らかにし、これに基づく事業を積極的に推進するために定めるものである。

## (2) 計画の位置付け

ア 本計画は、令和6(2024)年4月1日施行の小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44(1969)年法律第79号）第6条第1項に基づき策定したものである。

イ 本計画は、同法第6条第4項及び第8項並びに令和6(2024)年5月8日に国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載したものである。

ウ 本計画に示す取組の実施に当たっては、主体を明確にするとともに、振興開発を担う様々な主体が相互に連携を図りながら進めていくものとする。

エ 都は、令和3(2021)年3月に「『未来の東京』戦略」を策定し、目指すべき「ビジョン」とその実現に向けた「戦略」を示しており、本計画の策定に当たっては本戦略との整合性を図っている。

### (3) 計画期間

本計画の対象期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とする。

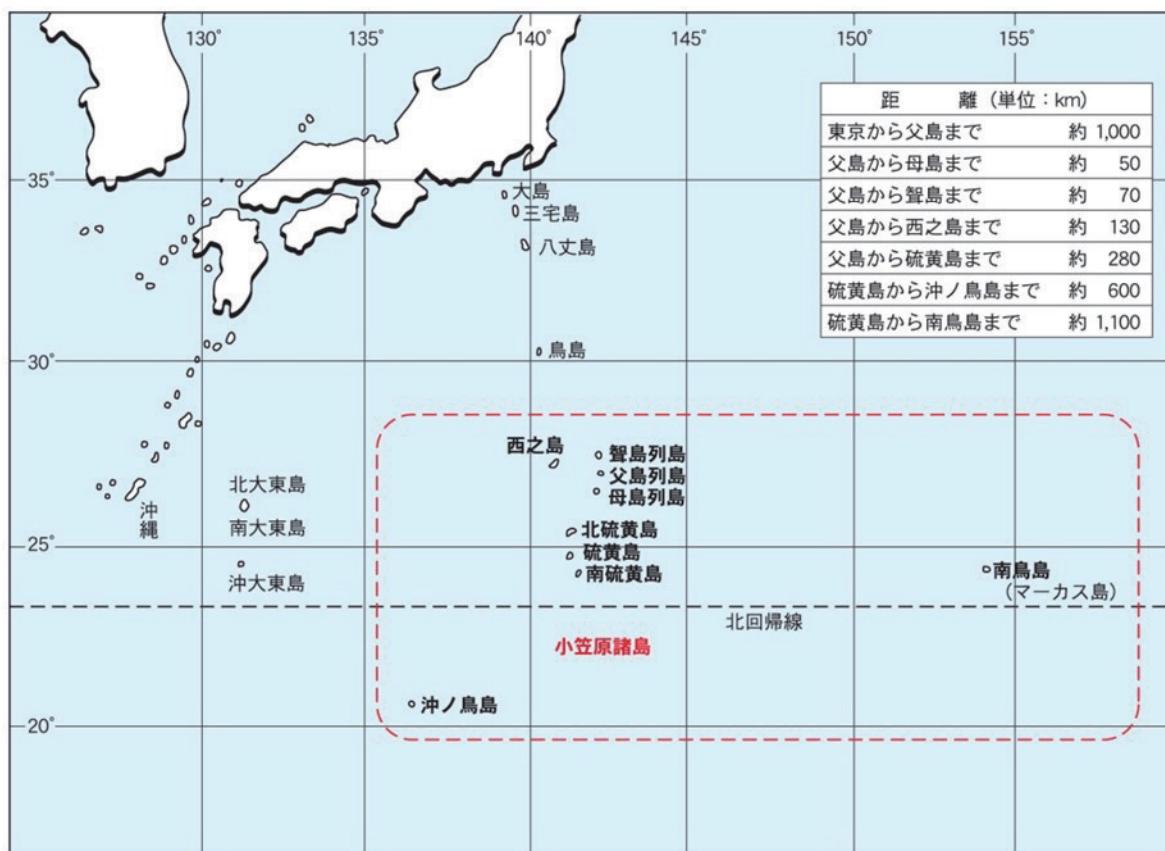
## (1) 地理的特性

小笠原諸島は、本土から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に、小笠原群島（聟島列島、父島列島、母島列島）、火山列島（硫黄列島）、西之島、沖ノ鳥島、南鳥島など、多くの島々から構成され、沖ノ鳥島は我が国最南端、南鳥島は我が国最東端に位置している。

火山列島及び西之島は東日本火山帯の火山列に位置しているため、硫黄島及び西之島では火山活動が見られ、特に西之島では、平成25年度以降、活発な噴火活動があり、新たな陸地の形成が確認されている。

また、小笠原諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域が確保されており、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担っている。

加えて、小笠原諸島は、周辺海域で操業する他県船や近海を航行する国内外の船舶にとって、台風の発生等により海象状況が悪化した際の避難先になっているほか、船内で救急患者が発生した際の医療受診の寄港先となっており、太平洋上における海上交通の要衝として重要な地域である。



## (2) 自然的特性

小笠原諸島は、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成している。豊かで独特的な自然は世界自然遺産に登録されるなど、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫である。また、大部分の地域は国立公園に指定されており、住民をはじめ、訪れる人々にとって自然と触れ合う癒しの場となっている。加えて、国の天然記念物に指定されている南島の沈水カルスト地形など特異な地形・地質を有している。

一方で、小笠原諸島は、亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性気候であるが、台風の常襲地帯でもある。亜熱帯に属するが故に本土にはいない病害虫が発生しており、植物防疫法（昭和 25(1950) 年法律第 151 号）に基づき、島内の農作物や植物の一部を本土へ持ち出すことが規制されている。

## (3) 歴史的・文化的特性

小笠原諸島は、19世紀になって欧米の捕鯨船などが寄港するようになり、欧米やハワイ等から人々が移住してきた歴史がある。このため、南洋踊りや小笠原の民謡等、太平洋の島々との交流によりもたらされた文化と日本の文化が融合した独特の文化が存在している。

また、第二次世界大戦中の昭和 19(1944) 年に、約 7,700 人の住民のほとんどが強制疎開により本土への引揚げを余儀なくされた。昭和 21(1946) 年 10 月に欧米系住民の帰島は認められたものの、その他の住民の帰島は認められず、昭和 43(1968) 年に我が国に復帰し、帰島がかなうまで約四半世紀に及ぶ空白期間を経るなど特異な経緯を有している。このような経緯もあり、島内には戦争の歴史を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

## (4) 社会的特性

小笠原諸島と本土とを結ぶ交通アクセスは、約 6 日に 1 便、片道約 24 時間を要する定期船に限定されており、住民や観光客の往来をはじめ、住民の生活必需品や産業の生産物など島内の物資の輸送は、船舶が担っている。

このように、本土との遠隔性やアクセスが航路に限られていることから、依然として生活面及び経済面で本土との諸格差が残っている。

## コラム：日本の最南端・最東端の国境離島 沖ノ鳥島・南鳥島の成り立ち

日本に数万もあると言われる島の中には、島国日本を形作る国境離島が約500あり、東西南北端点のうち、小笠原村の「沖ノ鳥島」が最南端、「南鳥島」が最東端の国境離島です。

沖ノ鳥島は、急峻な海山の頂上に発達した環礁で、九州からパラオまで南北に連なる九州-パラオ海嶺の中央にあり、パラオ以外では唯一海面に達しています。中新世以前に形成された火山島が水没して、その上に、約1,000km離れた小笠原諸島や沖縄から辿り着いたサンゴが1,500万年もの歳月をかけ、1,500m以上も堆積して造られました。準卓礁に分類されるサンゴ礁で周辺部の浅い部分（礁嶺）と、内部の水深3～5mの部分（礁湖）からなります。

南鳥島は、海底からそびえ立つ巨大な海山の頂で、マーカス-ネッカーハー海嶺上にあり、太平洋プレート上にある日本で唯一の陸地です。太平洋プレートとともに西へ移動しながら沈降する火山島の上に造られたサンゴ礁でもとは環礁だったものが、水没して現在の地形になったと考えられています。両島は、それぞれが国土面積を上回る排他的経済水域を有しており、国益にも資する国土保全上極めて重要な島です。

都では、東京都沖ノ鳥島・南鳥島ウェブサイトで、この二つの島に関する「あなたにぜひ知りたい！」情報を発信しています。



沖ノ鳥島



南鳥島（撮影：E.I.）



東京都 沖ノ鳥島・南鳥島ウェブサイト

オリジナルキャラクター

左：おつきー 右：みなみん

## 第2章 振興開発の成果と課題

小笠原諸島の復興を図るため、早急な社会基盤の整備が必要とされ、総合的な計画の下に、補助率のかさ上げなどの特例的措置により、重点的な整備がなされた。

この結果、住宅、水道等の生活基盤、道路、港湾等の交通基盤及びほ場造成、漁港等の産業基盤の整備が行われ、住民が生活を営むために必要な基盤整備は、相応の成果を上げてきた。

また、住民が暮らし、実際に社会経済活動が営まれていることは、小笠原諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、我が国の安全の確保、排他的経済水域の保全等にも大きく貢献している。

前計画期間(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)においては、主に以下の取組を進めてきた。

### 産業の振興

(産業の振興開発)

- 農道、漁港、共同利用施設等農水産業の基盤整備
- 農水産業振興のための試験研究や技術開発の推進等

(観光の開発)

- 公園等観光関連施設の整備
- 多様な観光客の開拓と新たな観光メニューの開発等

### 自然環境の保全・再生可能エネルギーの利用

- 小笠原固有の希少種の保全、在来植物の植生の回復、外来種対策等
- エコツーリズム推進全体構想に基づく自然の保護と利用の推進
- 希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養等を推進する「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」の設置
- ゼロエミッショニアイランドの実現に向けた取組の一環として、母島における再生可能エネルギー100%電力供給実証事業に関する協定を締結

### 交通アクセス・情報通信基盤の整備

- 港湾・道路など島内交通施設の安全性・機能の向上及び景観に配慮した整備
- おがさわら丸代替船「さるびあ丸」、ははじま丸代替船「くろしお丸」の建造
- 航空路に係る調査・検討
- 島内情報通信環境網の維持管理及び高度情報通信環境の利活用
- 小笠原テレビジョン放送受信設備の更新

### 生活環境の整備・定住の促進

(住宅、生活環境施設、集落開発等)

- 水道水の安定供給を目的とした貯水施設、浄水施設、管路施設の改築更新
- 父島、母島に海水淡水化装置を導入
- 母島浄水場の老朽化施設の改築更新及び資源循環の取組による更なる環境負荷の低減

(保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保)

- 医療・福祉における内地専門機関との連携強化
- 母島保育園の高台移転の推進

(防災及び国土保全に係る施設の整備)

- 砂防・地すべり対策による土砂災害防止対策の推進
- 二見港岸壁改修

(教育及び交流の促進)

- 父島の小学校に特別支援学級を設置
- 小笠原小・中学校の建替えの推進

## (1) 産業の振興

農水産業は、パッションフルーツやメカジキなどの代表的な特産品はあるものの、本土との遠隔性や生産規模等、産業の発展にとっての不利性が存在していることから、安定的な生産体制を確立するため、施設面での生産基盤の整備や新規就業者の確保、販路開拓等が課題となっている。

また、更なる生産性の向上を推進するため、新たな特産作物及び魚種・漁場の開発等、農水産業における取り組むべき課題は多い。

観光産業は、世界自然遺産への登録や新造船の就航等の効果により観光客の数が増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した。今後は、『小笠原村観光振興ビジョン』や『アクションプラン』に基づき、一層の観光振興に取り組む必要がある。

また、今後の更なる産業の振興のためには、エコツーリズムを基軸とした観光産業を柱に農業・水産業・商工業など産業間の一層の連携の推進が必要である。

## (2) 自然環境の保全・再生可能エネルギーの利用

小笠原諸島においては、19世紀に人が居住して以来、農地化や植林等の開拓に伴い外来種が持ち込まれたことなどにより、固有種の一部が絶滅するなど小笠原諸島固有の生態系や貴重かつ希少な自然環境に影響を与えてきており、外来種の防除や侵入・拡散の防止対策等の継続した保全活動が不可欠となっている。特に、既に侵入してしまった外来種の防除だけでなく、新たな外来種の侵入・拡散の防止について、行政機関や関係団体の強力な連携により、効果的な対策を講じることが急務となっている。

また、住民生活と自然環境は密接な関係にあることから、人と自然環境との調和・共生への取組や自然環境の利用と保全との両立に向けたより一層の普及啓発が求められている。

さらに、燃料輸送コストの上昇、災害時や燃料供給途絶時の危機管理等の観点から、自給可能な再生可能エネルギーを積極的に利用することが重要である。再生可能エネルギーの利用に当たっては、小笠原諸島の特性に即したエネルギー源の選択や住民理解の促進のほか、自然環境に与える影響にも配慮しなければならない。

## (3) 交通アクセス・情報通信基盤の整備

外海離島である小笠原諸島と本土とを結ぶ交通アクセスは、小笠原村の最重要課題である。

定期的に結ぶ交通アクセスは、片道所要時間が約24時間、約6日に1便の「おがさわら丸」に限られ、父島と母島間を結ぶ航路は「ははじま丸」が唯一の定期航路である。そのため、多様化する利用者ニーズへの対応や住民生活の利便性向上につながる取組が常に求められている。

一方、航空路については、候補となる航空機が開発中であることや、世界自然遺産である貴重な自然環境への配慮が必要など様々な課題がある。

小笠原諸島においては、デジタル技術の導入・活用がその地理的な不利性等を背景とした各種の課題解決に有効である。地域の実情を踏まえて情報通信基盤を整備・充実させるとともに、教育や医療、産業など幅広い分野でDXを推進することが必要である。

## (4) 生活環境の整備・定住の促進

本土との遠隔性や、今後の少子高齢社会への対応等、保健・医療・福祉の充実は継続した課題となっているほか、復帰当初に建設された施設の老朽化、ライフラインの維持、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波や土砂災害等への対策などが急務となっている。

また、土地の有効活用、ごみの減量化・資源化のより一層の推進、教育・文化の充実、雇用の拡大や人材の確保等、住民生活の向上を目指して取り組むべき課題は多い。

## 第3章 振興開発の基本の方針

小笠原諸島については、これまで地理的、自然的、歴史的、社会的特殊事情による不利性やそれに起因する課題を克服するための諸施策が講じられてきており、国、都、小笠原村、住民等の不断の努力によって、着実に施策が実施され、これまで相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、交通アクセス、保健・医療・福祉等の定住環境の整備、帰島促進といった課題が依然として残されているほか、風水害や南海トラフ巨大地震等の災害に対する備えも喫緊の課題である。

また、地域の特性に応じた再生エネルギーの利用等による循環型社会の構築や、様々な分野におけるデジタル技術の活用等に取り組んでいく必要がある。

これらの課題を解決するために、小笠原諸島振興開発基本方針で示された「生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進」「小笠原諸島内外の交通アクセスの整備」「自然環境の保全・再生」の3つの施策の方向の下、振興開発事業を進めていくことにより、住民生活の安定・福祉の向上、移住・定住の促進を図り、小笠原諸島の自立的発展を目指していく。

## 振興開発の基本の方針

### 小笠原諸島の 自立的発展

住民生活の安定・  
福祉の向上

移住・定住の  
促進

### 振興開発事業

生活環境の整備・  
産業の振興



交通アクセス  
の整備



自然環境の  
保全・再生



写真提供：小笠原村観光局

## (1) 振興開発の施策の方向

### ア 生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進

小笠原諸島における定住の促進のためには、必要な社会資本の整備を適切に行うとともに、創意工夫をしながら地域の特性を生かした産業振興を進めていく必要がある。

このため、社会資本整備の観点からは、住民の高齢化の進展、復帰当初に建設された施設の老朽化、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波等への対策を引き続き行うとともに、保健・医療・福祉、防災、情報通信、教育等、住民の生活の利便性の向上に資する取組を推進し、定住環境の改善を図る。

また、産業振興の観点では、農水産業において生産基盤の機能向上や農産物の生産確保、水産資源の保全、就業者の確保・育成支援等に取り組むとともに、観光業においてエコツーリズム等地域資源を活用した一層の振興を図る。更には観光業と農水産業や商工業との連携を推進することで、定住希望者の雇用機会を確保し、定住を促進するとともに帰島を希望する旧島民の受け入れに対応する。

加えて、小笠原諸島の産業の振興を進めるためには、住民による自発的・主体的な地域づくりを活発化させることが重要である。行政機関のみならず、住民や地域の関係団体等との連携を強化するとともに、持続的な地域づくりを支える人材の確保及び育成も進めていく。

### イ 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備

小笠原諸島への交通アクセスは本土と父島を結ぶ「おがさわら丸」、父島と母島を結ぶ「ははじま丸」による定期航路に限られていることから、その維持及び改善のための支援や港湾施設の整備を推進し、航路の安定的な確保を図る。あわせて、来島する高齢者及び外国人旅行者等への受入環境の整備や、島内における道路整備等を引き続き行うことで、小笠原諸島内外の交通の利便性の向上を図る。

また、航空路に関しては、自然環境と調和した実現可能な航空路案が取りまとめられるよう、引き続き調査・検討を進めていく。

### ウ 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、大陸と一度も陸続きとなったことがない海洋島であることから、独自の進化を遂げた固有の動植物が数多く生息・生育する極めて貴重な地域であり、世界自然遺産にも登録されている。一方、これらの海洋島の生態系は非常にぜい弱であることから、自然環境を保全・再生し、継承していくためには外来種対策等を継続するとともに新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図り、開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進めていく。

また、これらの自然環境保全活動に関する理解を深めるため、自然環境の価値や保全・再生に関する情報の発信と知識の普及啓発に努める。

## (2) 目標人口

人口は、将来的には約3,000人を想定し、令和10(2028)年度末では、現在マイナスとなっている人口動態における社会増減をプラスにするとともに、令和5(2023)年度末の人口より増加していることを目標とする。

### (3) 成果目標の設定及び評価

本計画に掲げる事業を着実に推進していくため、以下の成果目標を設定する。

なお、達成状況については毎年、小笠原諸島振興開発審議会で報告を行い、その後の事業執行に反映していく。

また、計画の進捗や施策に関する目標の評価等に必要な各種調査を実施する。

#### 計画の成果目標

指 標	目 標 (令和 10 年度)	参考値
農作物収穫量※ 1	120 t	117.6 t (平成 30 年～令和 4 年度の 5 か年平均実績)
農業生産額※ 2	1 億 3,720 万円	1 億 3,120 万円 (平成 30 年～令和 4 年の 5 か年平均実績)
漁獲量	532 t	452 t (平成 30 年～令和 4 年の 5 か年平均実績)
漁獲金額	7 億 1 千万円	6 億 8,600 万円 (平成 30 年～令和 4 年の 5 か年平均実績)
年間入り込み客数※ 3	34,500 人	23,300 人 (令和 4 年度実績)
教育旅行者数	20 件 1,200 人	20 件 410 人 (令和 4 年度実績)
観光消費額 (推計)	28 億 3,200 万円	19 億 7 百万円 (令和 4 年度実績)
リサイクル率※ 4	50%	31.4% (令和 3 年度実績)
再生可能エネルギー発電容量※ 5	325 kW	230 kW (令和 4 年度末実績)

※ 1 農作物収穫量は野菜と果樹の合計

※ 2 農業生産額は野菜、果樹、花き・観葉、その他作物、畜産の合計

※ 3 年間入り込み客数には、定期船客以外の観光船客も含む。

※ 4 年間のごみの総処理量と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

※ 5 公共施設における再生可能エネルギー発電容量とする。

### (4) 島別の対処方針

父島及び母島については、住民が定住する島として、住民生活の安定・福祉の向上、移住・定住の促進に資する各種振興開発事業を実施・推進する。

父島については小笠原諸島の玄関口として観光地らしさを、母島については自然の豊かさを演出するなど、それぞれの島の特性を生かした振興開発施策を検討する。施策の実施に当たっては、東京都景観計画や「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、自然や風土と調和した良好な景観形成を図る。

また、父島、母島及びその他の島しょ（硫黄島、南鳥島、沖ノ鳥島を除く。）の自然保護地域では、自然の保護と利用の両立を図るために、所要の調査検討を行い、自然公園法等との整合を図りながら、適切な措置を講じる。

硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

## 第4章 分野別振興開発事業計画

※第4章に記載する各施策は、今後の予算措置等の状況により、変更が生じる場合がある。

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に多くの島々が散在しており、平地が少ない上、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和19(1944)年の強制疎開により、長い期間、帰島を許されなかつたという歴史的背景から、その後も帰島できていない旧島民など、不在地主が多数存在する。

また、農地法（昭和27(1952)年法律第229号）の施行停止により、農地の転用等に関する規制がなく、強制疎開時的小作権等を保護するための特別賃借権制度が設置されている。

### 現状と課題

- 不在地主所有地や地籍調査未実施地区においては、正確な土地情報がないため、土地活用の検討が進まず、土地の流動化が進まない。
- 集落地域以外に住宅等が建設されるなど、計画的な土地利用が図られていない。
- 特別賃借権は登記を必要とせず、相続によって権利が承継されていくため、権利関係の把握が難しく、土地の売買等に支障がある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地籍調査の推進			継続		
土地利用に係る調査・農地情報整理台帳等の活用、特別賃借権の課題整理等			継続		
土地利用の規制・誘導の在り方の検討			継続		

- 土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や農地情報整理台帳等の活用を進める。【都・村】
- 土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、土砂災害など自然災害への対応等も含め、地域の将来像を見据えた土地利用の規制・誘導の在り方等を検討する。【都・村】
- 父島・母島における特別賃借権の権利者及び承継人の現況把握に努める。【都】

## 土地利用の計画

土地の利用については、次の用途区分に基づいて行い、その地域区分及び面積は次の表のとおりとする。なお、本計画策定時に土地利用計画の見直しを行い、0.17km<sup>2</sup>の集落地域が増加し、農業地域が減少した。また、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

### ● 集落地域

父島については、東町、西町、宮之浜道、清瀬及び奥村の全域並びに扇浦、吹上谷、小曲及び二子の一部を集落地域とする。

母島については、元地の全域並びに静沢及び大谷の一部を集落地域とする。

### ● 農業地域

父島については、境浦、吹上谷、洲崎及び長谷の全域並びに扇浦、二子、小曲、北袋沢及び時雨山の一部を農業地域とする。

母島については、蝙蝠谷<sup>こうもりや</sup>及び船見台の全域並びに静沢、大谷、船木山、評議平及び中ノ平の一部を農業地域とする。

### ● 自然保護地域

小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地形・地質等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を自然保護地域とする。

### ● その他地域

集落地域、農業地域、自然保護地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土 地 利 用 面 積 表 (単位 : km<sup>2</sup>)

島別 地域区分	父 島	母 島	その他の島しょ	計
集落地域	1.34	0.25	—	1.59
農業地域	3.11	2.77	—	5.88
自然保護地域	18.75	16.46	38.36	73.57
その他地域	0.25	0.40	31.35	32.00
計	23.45	19.88	69.71	113.04

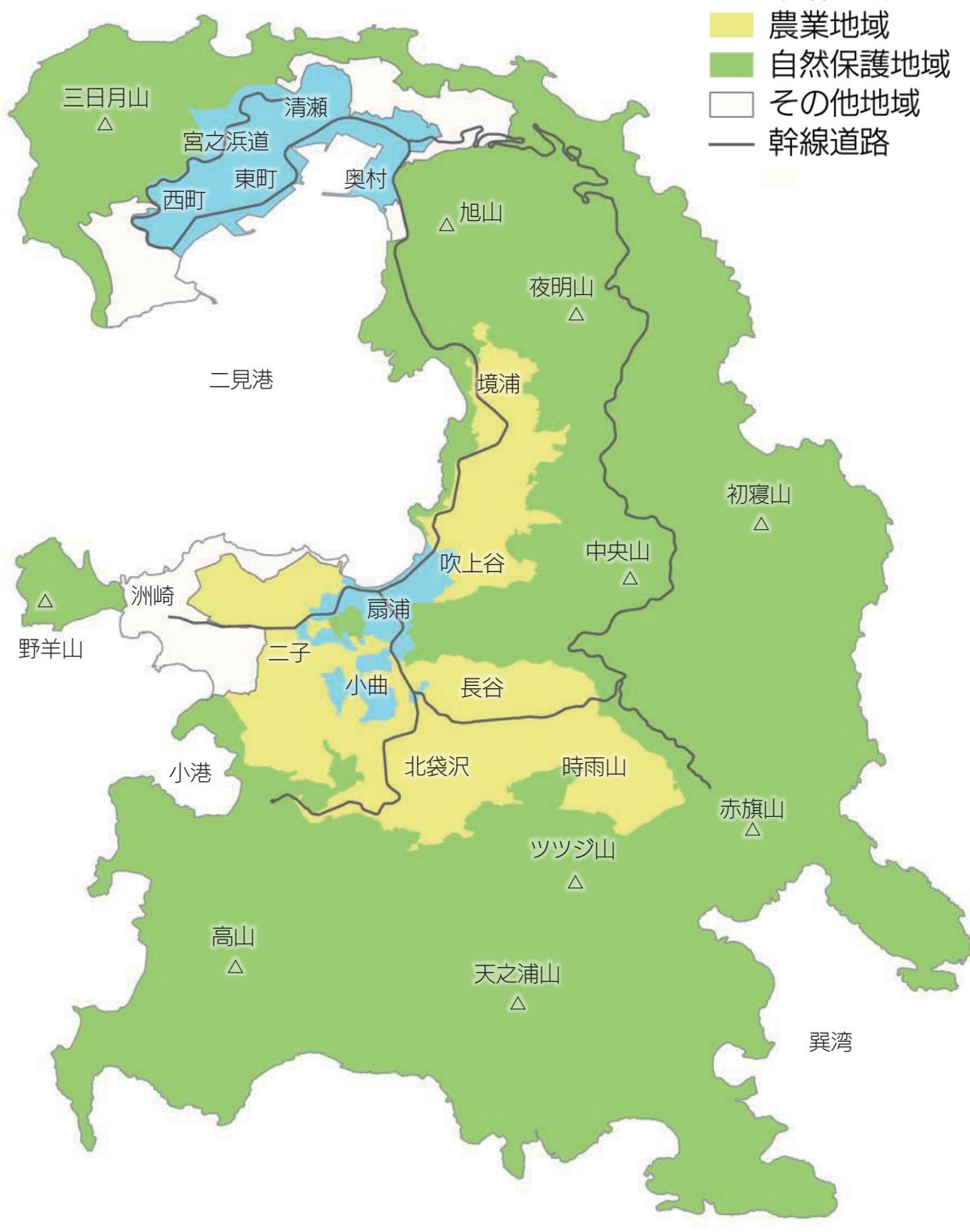
(注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。

2 「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖ノ鳥島及び南鳥島の全域の面積である。

## 父島土地利用計画図

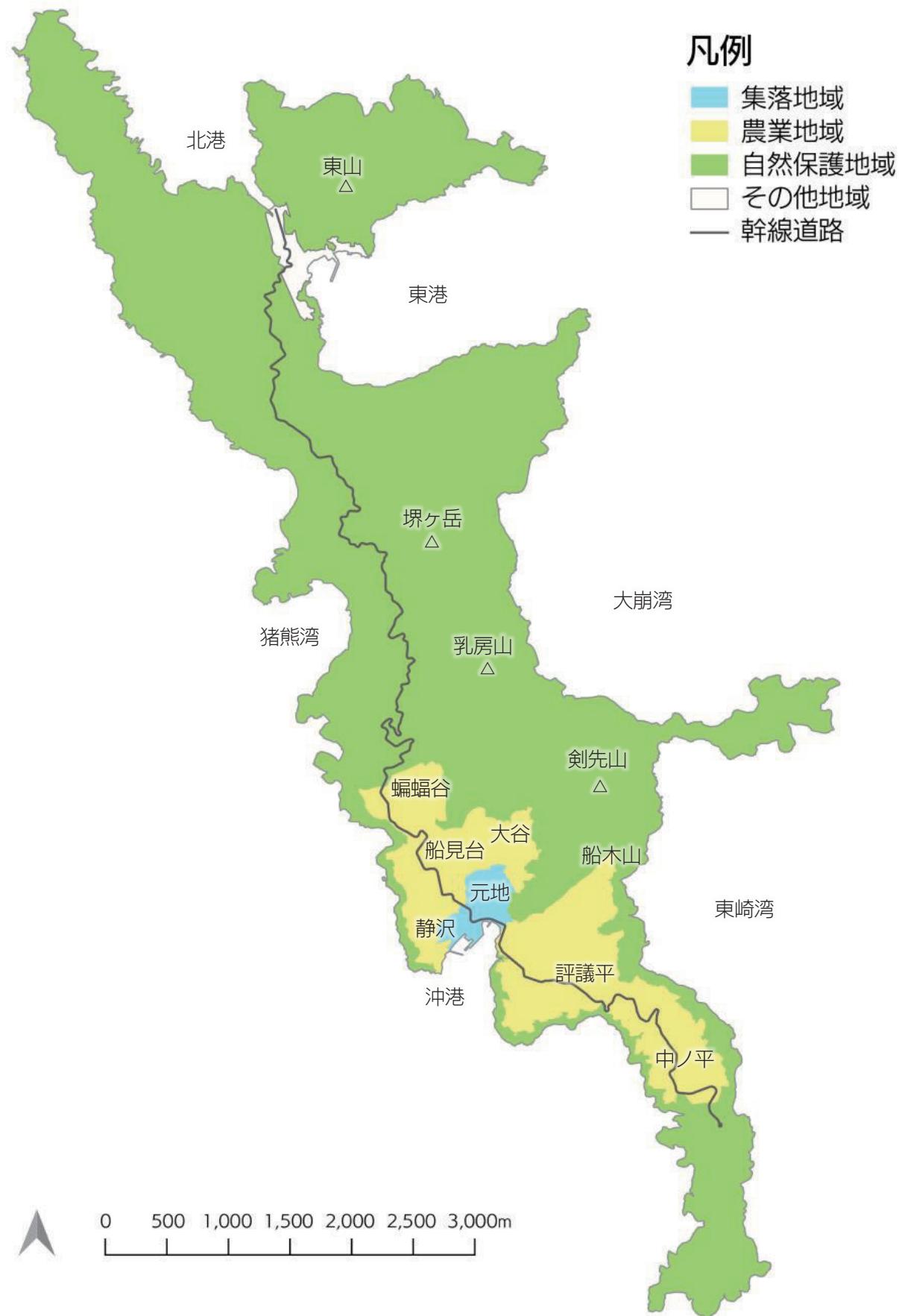
### 凡例

- 集落地域
- 農業地域
- 自然保護地域
- その他地域
- 幹線道路



0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000m

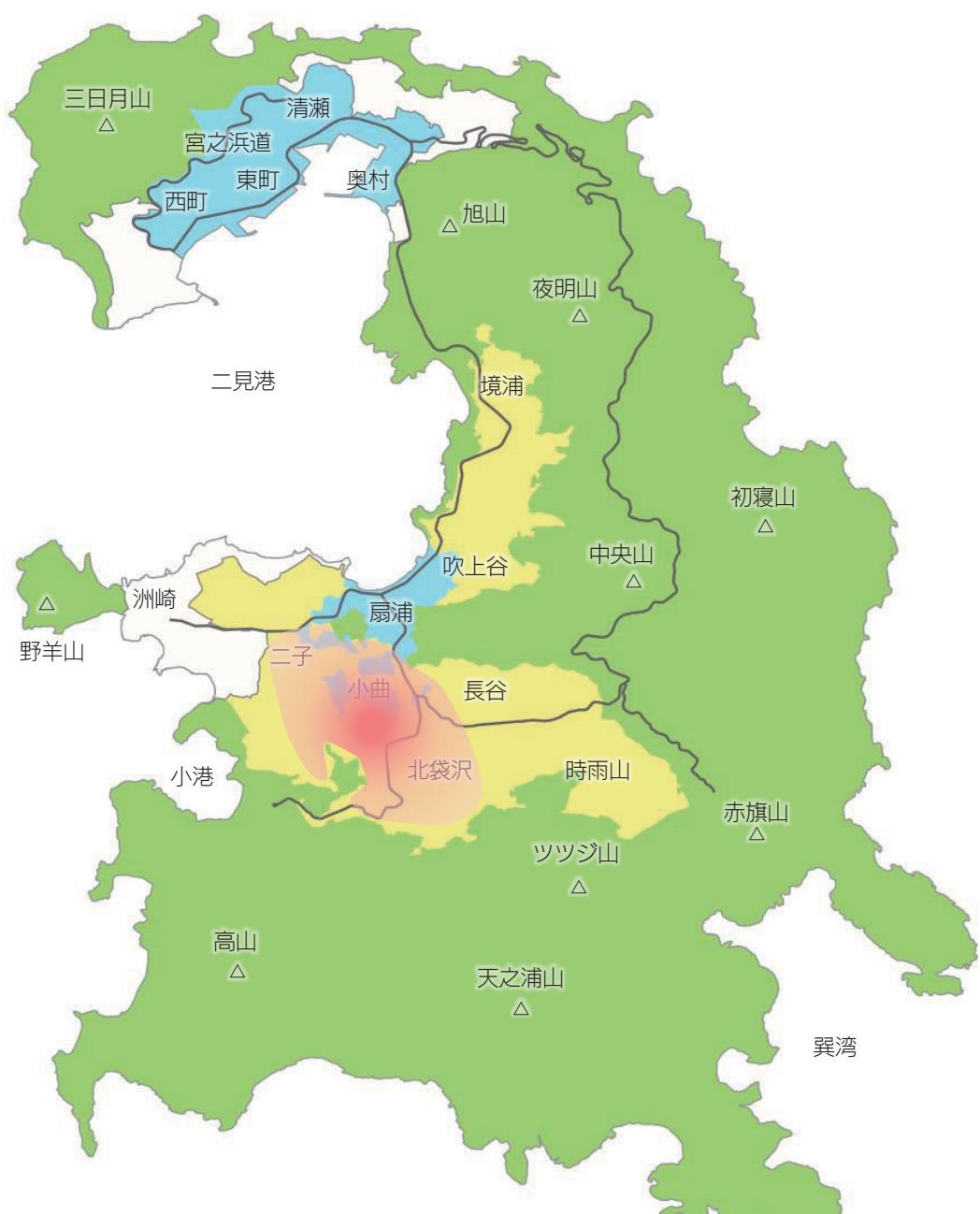
## 母島土地利用計画図



## 住宅不足の解消に向けた、今後の土地利用計画について

小笠原諸島では住宅不足の解消が喫緊の課題となっており、その最大の要因である住宅用地の不足に対応するため、今後、土地利用計画に基づく総合的な視点で新たな住宅政策に関する方針を策定する必要がある。

小曲及び北袋沢の一部の地域では、農業地域に宅地が広がる傾向があるため、今後の土地利用の動向を見極めつつ、新たな住宅政策に沿って、集落と農業の地域区分の見直しを検討するなど、必要な取組を進めていく。



集落と農業の地域区分の見直しを検討していくエリア



## (1) 港湾

本土から約1,000km離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良が着実に進められてきている。

父島の二見港については、本土と小笠原を結ぶ唯一の交通アクセスの拠点として、また、周辺海域の監視や避難・補給基地等としての役割を担っており、定期船が使用する岸壁や大型クルーズ船等が使用する係船浮標、防波堤等が整備されている。

母島の沖港については、父島と母島とを結ぶ海上交通の母島における拠点であり、定期船や貨物船が使用する岸壁、漁船用の船揚場、物揚場、防波堤等が整備されている。

これらの施設整備により、定期船等の安定的な就航が可能になっており、住民生活の安定及び産業振興に大きく貢献している。

### 現状と課題

- 船舶の大型化により、母島の沖港の泊地の水深が部分的に不足している。
- 復帰後、整備してきた港湾施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保のための維持管理が課題となっている。
- 地震・津波により被災した場合、応急・復旧活動に必要な人員や物資等を一度に大量に搬出入するため、被災した父島の二見港に船舶が接岸できる岸壁等の施設が必要である。
- 父島二見港の船客待合所において、定期船着発時の来島者等の混雑が常態化していることから、利便性向上が求められている。
- 母島の沖港港内は、海象条件が厳しくなる冬の時期に、季節風や波の影響を受け、定期船の欠航や運航時間の変更を余儀なくされているため、定期船のより安定した運航確保が課題となっている。
- 激甚化することが想定される台風などの自然災害が起こっても停電・通信障害が発生しない港湾を実現するために、無電柱化を推進する必要がある。
- 台風・地震発生後における港湾施設の状況確認は、安全を確保した上で人的作業により実施している。そのため、関係者間の情報共有や復旧に向けた方針決定にも時間を要している。
- 二見港で停泊中のおがさわら丸がエンジンを稼働させ発電を行うことによりCO<sub>2</sub>が発生している。



二見港（父島）

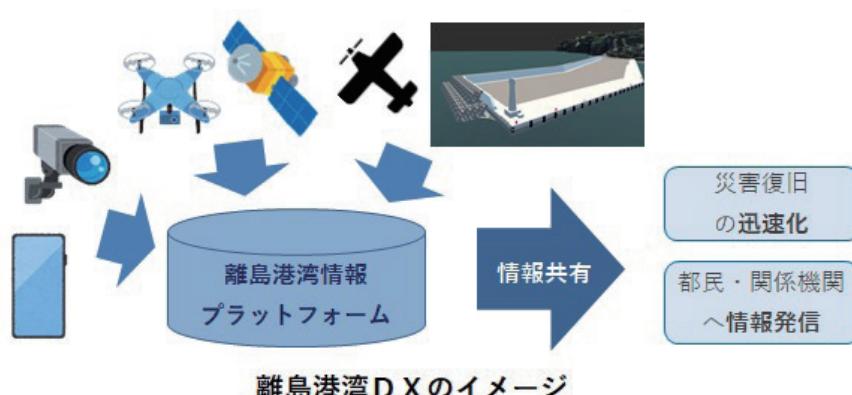


沖港（母島）

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
泊地のしゅんせつ			継続		
施設の機能保全・計画的な維持管理			継続		
二見港緊急輸送用岸壁の整備			設計・工事		
二見港船客待合所の建替え等検討			検討・調査		
沖港沖防波堤等の整備			検討・調査・設計・工事		
無電柱化の推進			検討・調査・設計・工事		
離島港湾DXの推進		運用・運用状況を踏まえた改良を適宜実施			
二見港陸電施設の導入等検討			検討・調査		

- 沖港の泊地においてしゅんせつを実施する。【都】
  - 既存施設の機能保全を図るため、維持管理を計画的に行っていく。【都】
  - 二見港において、最大規模の地震・津波に対応した緊急輸送用岸壁の整備を進めていく。【都】
  - 港湾施設利用者の利便性・快適性を高めるため、二見港の船客待合所の建替え等について検討していく。【都】
  - 沖港の静穏度向上のため、沖防波堤の整備等に向けた取組を進める。【都】
  - 島の玄関口として、定期船が発着する二見港、沖港を整備対象として、無電柱化を推進していく。【都】
  - 施設等の被災概要をリモートで早期に把握するため、人工衛星やドローンの使用体制及び運用方法を整備する。また、被災施設の復旧設計及び工事等へ活用するため、施設等の3次元モデル化、BIM/CIM※モデル化を進めていく。【都】
- ※BIM/CIMとは  
測量から設計、施工、検査に至る一連の建設プロセス全体での3次元データ活用
- CO<sub>2</sub>排出削減に向けて、外部から定期船への電源の供給が可能となる陸電施設の導入等について検討を進めていく。【都】



## (2) 航路・航空路

小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは、約6日に1便の航路に限られ、片道所要時間約24時間で「おがさわら丸」が運航している。母島への交通手段は、父島・母島間をおおむね週に5便、片道所要時間2時間で結ぶ「ははじま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

また、「おがさわら丸」のドック期間中の代替船として、「さるびあ丸」が建造されたことにより本土との交通が遮断される期間が解消されるとともに、「ははじま丸」の代替船であった「ゆり丸」が老朽化したため、新たな代替船として「くろしお丸」が建造された。

一方、航空路については、小笠原航空路協議会の場などを通じて、関係者間の合意形成を図りながら検討を進めている。現在、より実現性の高い洲崎地区に絞り、飛行場の検討や候補となる航空機の調査を実施している。また、世界自然遺産である貴重な自然環境に配慮するため、環境調査等を行っている。



おがさわら丸



ははじま丸



さるびあ丸  
(おがさわら丸代替船)



くろしお丸  
(ははじま丸代替船)

### 現状と課題

- おがさわら丸の約2～3週間のドック期間中の代替船は運航回数が1回に限られ、村民生活や経済に可能な限り影響が少なくなるよう運航スケジュールを調整する必要がある。
- 定期船が長期間にわたり運航困難となった事態に備えた対策が必要である。
- 航空路開設に向けた調査・検討に当たっては、候補となる航空機が開発中であることや、世界自然遺産である貴重な自然環境への配慮が必要など様々な課題がある。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
航路の改善を図るための運航調整			継続		
実現可能な航空路に係る調査・検討			継続		

- 小笠原諸島における航路の改善を図るため、おがさわら丸のドック期間中の代替船の運航調整、はしま丸の折返し便の継続実施などを検討する。なお、これらの取組に当たっては、関係各機関と協議を図りながら進捗管理を行う。【都・村】
- 国や航路事業者、関係機関と緊密に連携し、定期船が運航困難となった事態に備えて代替船確保策等を検討する。【都・村】
- 航空路の開設については、候補となる航空機に関する詳細な情報を収集するほか、洲崎地区における飛行場建設に関して必要な調査を行い、飛行場の配置や構造などの検討を進める。また、関係者間の円滑な合意形成を図るため、P I※の実施に向けた調査等を引き続き実施する。さらに、ユネスコ等が発行したガイダンスが求めるアセスメントの実施に向けた準備を進めていく。

航空路協議会などの場を通じて、国や関係機関とも緊密に連携しつつ検討を重ね、貴重な自然環境と調和した実現可能な航空路案につなげていく。【都・村】

※ P I（パブリック・インボルブメント：Public Involvement）とは政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

### (3) 道路・島内交通

都道は集落と港などの主要施設を結ぶ重要な幹線道路であり、日常生活や観光での通行に加え、災害時や緊急時には避難道路としても利用されている。

父島の二見港周辺の都道では、無電柱化や歩道のバリアフリー化が進められ、小笠原村の玄関口としてふさわしい景観に配慮した都道の再整備を実施してきた。一方、災害防除については、道路巡回に併せて行う日常点検に加え、5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検等により、斜面の状況を的確に把握し、緊急性の高い箇所から計画的に対策を実施して、住民や来島者の安全確保に努めている。

また、村道については、父島では大村奥村地域線及び扇浦地域線が、母島では沖村地域線が、住民の身近な生活道路として、集落内及び集落周辺を中心に整備されている。

島内交通については、父島では村営バスが運行されており、母島では公共交通がないため、有償運送（乗合タクシー）が行われている。

また、観光事業者等により、レンタカーやレンタルバイクも営業されている。

#### 現状と課題

- 都道は日常生活及び観光での通行に加え、災害時等の避難道路としても利用されるため、安全で快適な道路を整備する必要がある。
- 村道は、都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支え、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、中でも橋りょう及びトンネルは塩害等による劣化の進行が特に著しく、安全性の定期点検等、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。
- 小笠原諸島の固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮した道路整備を行う必要がある。
- 父島集落中心部における村道のインターロッキング等による舗装は、経年による劣化が見られるほか、都道との景観の統一が必要である。
- 父島での村営バスは利用者数が少ないため、観光客も含めた総利用者数を増やす対策の検討が必要であるとともに、車両の老朽化対策も必要である。また、母島での有償運送（乗合タクシー）を安定的に運行する必要がある。
- 環境に配慮した移動手段の導入が必要である。
- 激甚化することが想定される台風などの自然災害が起こっても停電・通信障害が発生しない小笠原諸島を実現するために、無電柱化を一層推進する必要がある。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
線形改良・拡幅整備			継続		
道路災害防除 (土砂崩落・落石防止対策)			継続		
津波避難道路の整備			調査・設計・工事		
計画的な維持管理			継続		
排水性舗装の改良整備			継続		
島内交通の改善検討			継続		
無電柱化の推進			継続		

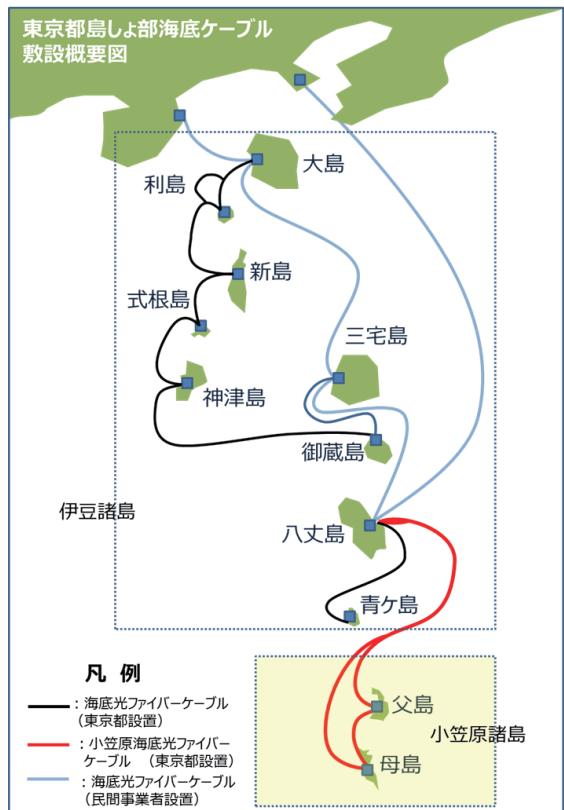
- 今後も集落内及び集落間を結ぶ道路の幅員狭小・線形不良区間の改良を進めることで、道路利用者の安全性、快適性、観光地へのアクセス性の向上を図るとともに、災害時の安全性を確保する。【都】
- 災害に伴う人的・物的被害や通行止めによる経済的損失、日常生活に影響を及ぼす道路斜面からの落石や崩落等を未然に防止し、道路の安全性を高める。【都】
- 津波等被災時における集落の分断を防止するため、父島における避難道路については、関係機関との調整、住民説明会等での合意形成を図りながら、事業中区間の整備を進めていく。【都・村】
- 引き続き、老朽化した村道の橋りょうやトンネル等について定期点検を行うとともに、長寿命化計画等に基づく保全により、ライフサイクルコストの縮減を図り、計画的・効果的な維持管理を行う。【村】
- 自然環境への影響が大きいと予測される事業については、専門家の意見を踏まえ、適切な対策・調査を実施する。【都】
- 引き続き、父島中心部の村道について、排水性を向上させた改良整備と併せて、都道との景観の統一性を確保するためのインターロッキング等による舗装の再整備を行い、自然環境と調和した景観の形成を図る。【村】
- 村営バスについては、引き続き、運行形態の見直しや住民及び観光客の利便性の向上を図るとともに、収支の改善に努める。母島の有償運送については、引き続き、利用者ニーズに応じた安定的な運行について検討する。【村】
- シェアサイクル等、環境負荷が少なく、周遊の自由度が高い移動手段の活用を検討する。【村】
- 島内の移動手段の確保・維持に向けて、村等の主体的な取組や地域課題の解決に資する取組に対して技術的及び財政的に支援していく。【都】
- 電柱がない区間や供給先が少数である区間を除き、生活地域や公共施設への電力供給、通信の確保に必要な区間である約13kmの都道を無電柱化の整備対象とする。整備対象の都道は、防災性向上を早期に実現する観点から、「緊急整備区間」・「優先整備区間」・「一般整備区間」の3つに分類し、計画的に整備を進めていく。【都】

#### (4) 情報通信

「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバーケーブルが敷設され、平成23(2011)年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスのほか、電子調達サービス等の「公共アプリケーションサービス」も提供されている。

また、本土の都立広尾病院と小笠原村診療所間をつないでいるCT画像等を相互に送受信するための「画像電送システム」では、ブロードバンドの利用により、スムーズかつ安定した画像送信速度での運用を可能としている。

なお、「小笠原海底光ケーブル整備、保守及び運用共同企業体」が基盤の運用保守を実施しており、24時間365日の監視により、安定した通信サービスの提供を実現している。



東京都島しょ部海底ケーブル敷設概要図

#### 現状と課題

- 整備された高度な情報通信基盤を維持するとともに、様々な分野でDXを推進し、住民生活及び来島者の利便性向上に努める必要がある。

#### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
安定した通信サービスの提供			継続		
デジタル技術の有効活用			継続		

- 適切な運用保守や計画的な機器更新等を行い、引き続き、安定した通信サービスの提供を継続していく。【都】
- 教育、医療、観光等の様々な分野においてデジタル技術の有効活用を推進する。【都・村】
- 住民がデジタル技術の恩恵を受けられるよう、デジタルリテラシーの向上とデジタルデバイドの解消の検討を進める。【村】

## (5) 人の往来等に要する費用の低廉化

遠隔離島である小笠原諸島は、人の往来、物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

### 現状と課題

- 人の往来等については、住民生活の安定のため支援策の継続とサービスの向上が必要である。
- 燃油高騰等に伴い貨物の輸送コストが上昇しており、農水産物等の輸送支援に加え、梱包資材等の移入や加工品の移出に要する海上輸送費の支援が必要である。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
生活物資等輸送費の支援			継続		

- 人や物資の移動に利用される航路は生活に不可欠なインフラであるとともに、産業を支える根幹であることから、安全かつ安定的な輸送の確保に努め、人の往来等に係る利便性の向上に努める。【都・村】
- 住民生活の安定及び産業の活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、海上輸送費の支援を行う。【都】

## (1) 農業

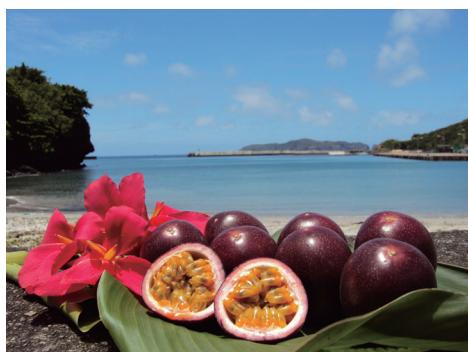
復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産体制は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保が図られてきた。令和2(2020)年農林業センサスによれば、小笠原村における農業就業人口（販売農家）は42人（32戸）で、そのうち65歳以上の占める割合は約48%（20人）である。一戸当たりの平均経営面積は約56aで、農地の自己所有率は本土と比較して低い。

小笠原村の令和4(2022)年の農業生産額は約1億3千万円で維持傾向にあり、生産額の約47%をパッションフルーツが占め、次いでトマト・ミニトマト、レモン、マンゴー等で全体の約77%を占めている。

小笠原諸島は年間を通じて亜熱帯性の気候を生かした農産物の生産が行われているが、台風や低気圧などによる強風害、塩害等のリスクが常に存在している。

こうした小笠原諸島特有の不利性を抱えながらも、温暖な気候等の地域の特性を生かした農業生産が行われている。

### 小笠原諸島の特産品



パッションフルーツ



島トマト

#### 現状と課題

- 農地の適正利用の責務や売買に関する法的規制がないことや後継者不足等により、農地の転用や耕作放棄が進んでいる。また、未利用農地が多く存在するが、所有者不在の土地が多いことなどから、農地の流動化が進んでいない。
- 鉄骨ハウスや耐風強化型ハウス等の生産施設の整備により、頻発する台風など気象条件等に左右されない安定的な生産体制の確立が必要である。一方、施設化の推進は、農業用水不足の要因となることが懸念される。
- 農業生産基盤の整備、地域資源の活用、特産品の生産開発、他産業・地域との連携など総合的な農業振興施策により、生産性や品質を向上させ、農業経営の安定化を図る必要がある。
- 作物、栽培形態の多様化等に伴い、小笠原諸島で従来生息が確認されていなかった新しい病害虫の発生が頻発している。
- 本土への輸送コストが割高になる等、遠隔離島ならではの地理的な不利性を抱えている。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
農地の流動化等			継 続		
農業関連施設等の検討・整備			継 続		
農業被害対策、土壌改良技術指導等			継 続		
試験研究、農業技術の改善・普及及び技術指導			継 続		
生産物貨物運賃の支援			継 続		

- 農地の所有者と利用者の仲介を促進するため、農地情報整理台帳や農業経営基盤強化促進法（昭和55(1980)年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業等を積極的に活用し、農地の流動化や遊休農地の活用を図り、農地の確保を推進する。【村】
- 農地造成やかんがい施設等、農業基盤の整備を進めるとともに、耐風強化型ハウスや集出荷施設等の整備を検討し、農業の振興に努める。また、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。【都・村】
- 試験研究及び農業技術の改善・普及に努め、基幹作物の高品質化・高付加価値化・ブランド化の支援、実践に即した技術指導などを行い、生産性の向上及び農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者に対する自立支援等を行う。【都・村】
- 病害虫の防除、ノヤギなどによる農業被害対策等を講じるとともに、土壌改良及び地力の維持増進を図る。【都・村】
- 住民生活の安定及び産業の活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、海上輸送費の支援を行う。【都】

## (2) 水産業

小笠原村では、令和4(2022)年の漁獲量は443t、漁獲金額は約7億円と、比較的安定した実績を示しているものの、年ごとの増減がある。

また、水産センターによる各種調査や試験研究成果の普及・指導が充実されていく中で、漁業生産活動は確実に進展してきている。

漁獲物については、島内消費、加工用原魚及び土産品として一部が取り扱われるほかは、大部分が定期船おがさわら丸により島外に出荷されている。

漁業の基盤となる漁港の整備は、小笠原諸島の振興開発に不可欠であり、昭和43(1968)年に復帰後、小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、港湾とともに重点的に整備を進めてきており、地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。

また、第4種漁港として他県船の避難・休憩・前進基地としての役割も果たしている。さらに、漁業無線通信業務を充実することにより、漁船等の安全航行・遭難防止と効率的な操業に貢献している。

この結果、漁船の近代化・大型化を実現させるなど、漁業者の生活安定に貢献している。

また、クジラやイルカウォッティングの遊漁船などの小笠原諸島の自然環境を生かした観光産業の拠点として利用され、産業振興へ寄与している。

### 現状と課題

- 復帰後、整備してきた漁港施設の老朽化が進行しており、施設の機能確保・維持管理とともに、利用状況等に応じた施設の機能強化や改修等の整備が必要である。
- 沿岸定着性の高い魚介類は資源の減少が懸念されているとともに、メカジキについては生態が明らかになっておらず、資源管理のための生態調査が必要である。
- 後継者育成については国などの支援の下、就業希望者の積極的な受入れを進めているが、住宅の不足など課題が多く、水産業の振興を図るために、担い手の確保、共同利用施設等の更なる充実及び老朽化した施設の改修・更新が必要である。
- 島内の市場規模が小さく、需要も不安定なため、島内での水産物の流通は限定的であり、島外への出荷が主体となっている。
- 広大で豊かな漁場を生かして良質な水産物が水揚げされているが、輸送コスト等の面で不利性を抱えている。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設の機能強化・施設改修			調査・設計・工事		
施設の機能保全・維持管理等			継続		
島内流通の充実			継続		
生産物貨物運賃の支援			継続		

- 二見漁港内の静穏度を確保し、漁船等の安全な停泊場を確保するとともに、施設の機能強化や改修に取り組む。【都】
- 既存施設の機能保全を図るため、維持管理を計画的に行っていく。【都】
- 試験研究や漁業資源の調査等を行うとともに、漁業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び持続可能な漁業経営の安定化を目指し、水産業の振興に努める。【都】
- 後継者の確保・育成を支援し、漁業従事者の確保に向けた方策の検討を行う。また、老朽化した施設の改修・更新を行う。【都】
- 市場ニーズを踏まえた島内流通の充実を推進する。【村】
- 住民生活の安定及び産業の活性化を図るため、地域の実情を踏まえ、海上輸送費の支援を行う。【都】



二見漁港（父島）

### (3) 商工業等

小笠原村商工会は、島内の商工業者に対して、巡回相談、経理・税務などの指導、各種講習会の開催などの経営改善普及事業を実施し、経営の相談・指導・改善・育成を行っており、都はこの取組を支援している。

また、メカジキを活用した「メカジキカレー」、小笠原産力力才を原料とするチョコレート、レモンを使った菓子など、産業間の連携による特産品のブランド化が進められている。

父島・母島では、海底光ファイバーケーブルが整備されており、超高速ブロードバンド化が平成23(2011)年度に完了している。さらに、令和4(2022)年度に実施した情報通信基盤の機器更改によって、高速・大容量通信が可能な環境に整備された。高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、ICT技術の活用を通じたデジタル化によって、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興に取り組んでいる。



#### 小笠原ブランド

小笠原村商工会では、村内事業者が島の产品を使用して開発した商品について、外部審査員の審査に合格した土产品を「小笠原ブランド」として認定しています。認定制度によって、消費者に安心感を与えるとともに、内外に広くPRを実施することで販促に貢献し、地域産業の振興に寄与することを目的としています。

認定された商品は小笠原村商工会の特設ページにて紹介されています。

## 現状と課題

- 個人経営の商店や飲食店が多く、各店の人手も少ないため、観光客数の増加などに対して、きめ細かいサービスの提供が課題である。
- 島内での産業間の連携が弱く、地元の農産物及び水産物の地域内での活用が十分に進んでいない状況にある。
- 生産性向上や人材の確保・育成、販路開拓等、小規模事業者は様々な経営課題に直面しており、引き続き経営安定に向けた対策は必要かつ重要である。
- 整備された高度な情報通信基盤を引き続き維持していく必要がある。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
小笠原ブランドの定着・普及			継続		
商工会への支援			継続		

- 商工会の経営指導体制やサービスレベル向上のための講習会の実施を支援し、地域で一体となった効果的なサービス提供や商店間の連携強化を図る。【村】
- 第一次産業との連携を強化し、地元の農産物及び水産物を活用した付加価値の高い加工品の開発を推進し、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。【村】
- 今後も継続して経営改善普及事業を実施し、小規模事業者の経営安定に向けた取組が行えるよう地域の特性・ニーズを的確に捉え、商工会の取組を支援していく。【都】
- 適切な運用保守や計画的な機器更新等を行い、引き続き、安定した通信サービスの提供を継続していく。【都】

#### (4) 先端技術の導入及び生産性の向上

小笠原諸島における農水産業については、振興開発事業により、各事業主体が基盤整備や各種試験調査等を行うことにより、振興及び発展が着実に図られてきた。

加えて、課題の克服と生産性の更なる向上を図るため、先端技術の導入など新たな取組を創意工夫しながら進めている。

##### 現状と課題

- ミカンコミバエについては、昭和 60(1985) 年以降確認されていないが、汚染地域の船舶が寄港することもあることから、再侵入の可能性は排除されていない。また、移動禁止対象の病害虫であるアフリカマイマイや物流の活性化に伴って新たな侵入病害虫の発生が頻発しているため、防除や有効な侵入防止策の検討が必要である。
- パッションフルーツ、レモン、ミニトマトをはじめとした小笠原の基幹作物は島内外で需要が高く、亜熱帯農業センターにおいて、これまで高品質・高収量化や省力化、輸送・貯蔵方法に関する試験研究を実施し生産現場に還元しているが、より一層の生産量増加や高品質化に向けた栽培技術の開発が重要である。
- 底釣漁業の主力魚種であるハマダイや磯根資源のアカイセエビは、需要が高いものの資源の減少が危惧されており、基幹漁業となっているメカジキは生態の解明が課題である。水産センターにおいては、資源の持続的な利用に向けて、資源管理技術の開発や付加価値向上を目指した試験研究が重要である。
- 漁業協同組合における漁業活動は、漁法の変化により漁船及び施設の大型化も進み、漁業従事者も増加傾向にあるが、現在の主力漁獲物であるメカジキなどへの漁獲依存の高止まりにより、将来の資源量の確保が懸念される。
- 農業協同組合に関連する事業としては、これまで鉄骨ハウス及び耐風強化型ハウスの整備を進めることで生産の安定化に寄与してきたが、夏の観光客の多い時期には、直売所などでは品薄状態が続き、観光客のニーズに応えられない。また、小笠原特産品の安定的な周年供給及び農産物の生産・流通体制を強化し、更なる生産性の向上・経営の安定化を目指す必要がある。
- 農業生産基盤の整備については、昭和 43(1968) 年の日本への復帰以後、農業の土地や労働の生産性を高めるため、農地造成や農道、かんがい施設等の整備を進めてきたが、遊休農地の発生や農道の管理、農業用水の使用量の増加等から各農業施設の更新及び適正管理の必要性がある。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
病害虫防除の取組 (防除・研究)			継続		
試験研究等 (亜熱帯農業センター・水産センター)			継続		
農業協同組合施設 (農業関連施設等の検討・整備)			継続		
農業基盤整備・検討 (農地・農道・かんがい施設整備)			継続		
DXによるかんがい施設管理	システム更新			運用	

- ミカンコミバエについては、継続的な再侵入警戒調査の実施及び万が一侵入が確認された際の各機関との連携により、定着と被害を防止する。また、アフリカマイマイや新たな病害虫については、防除と在来陸産貝類の保護とを両立させるための試験研究、発生実態調査を通じた防除技術の検討等を行い、引き続き農業生産の安定化を図る。【都】
- 需要の高いパッショングルーツ、レモン、ミニトマトといった小笠原の基幹作物について、高品質・高付加価値化や生産性向上を目指し、栽培技術や新品種の導入に関する試験研究に取り組む。【都】
- 資源の持続的な利用に向けて、アカイセエビの生態解明と資源管理技術の開発を進めるとともに、メカジキについて回遊経路の調査・解析や人工授精による資源添加手法の効果検証に取り組む。また、限られた漁獲の中で収益性を確保するため、主要な漁獲物を対象とした高付加価値化を図り、魚価向上に寄与するための試験研究に取り組む。【都】
- 農業協同組合に関連する事業として、農産物の生産・流通体制の強化等を目指すため、農業関連施設等の整備・増設を検討する。特に流通の拠点となる集出荷施設の再整備を推進する。あわせて、住宅が慢性的に不足している母島に、新規就農者の住宅や短期援農者の滞在施設等の整備を検討する。【都】
- 新規就農希望者に対し、過年度に農地造成した遊休農地を有効活用するとともに、農地の流動化をより推進するため、都と村において協議を進める。また、農道については、既存農道の改修工事だけでなく農道台帳の整備や権原の整理を進め、都から村への農道移管を計画的に実施する。さらに、かんがい施設については、漏水対策や施設更新とともに、かん水方法の在り方の見直しを関係機関と協議する。【都・村】
- DXを活用してかんがい施設の管理体制を強化することで、施設管理の適正化及び効率化を推進し、防災能力の強化や漏水復旧の早期化を図る。【都】

## (5) 他産業との連携

小笠原諸島における主要な産業である水産業及び農業に関する振興の拠点として、水産センター及び亞熱帯農業センターを開設している。

水産センターは、昭和48(1973)年の開所以来、各種の調査及び試験研究を充実させ、成果の普及指導及び研究の強化を図ってきた。特に、海産魚養殖研究を充実させるために、平成6(1994)年に建設された飼育観察棟（小さな水族館）は、試験対象魚の生態観察・産卵施設としてだけでなく、小笠原の生きた海洋生物を観察できるとともに、水産センターの調査・試験の研究成果を展示する施設として一般公開もしており、小笠原諸島の漁業、海洋生物を知ることができる観光施設としても人気を集めている。

一方、亞熱帯農業センターは、昭和45(1970)年から展示栽培の整備を進め、現在、熱帯植物展示温室、ヤシ園などを含めた6.9haに及ぶ展示エリアを有し、小笠原諸島の農業と貴重な固有植物への理解・教育の場を担うとともに、島内外への情報発信源として活用されている。さらに、来島者の観光スポットやオガサワラオオコウモリのナイトツアー等、観光資源としても重要な役割を果たしている。

### 現状と課題

- 水産センターの各施設は、開所から50年を経過していることから、施設の修繕・更新等を行う必要がある。
- 亞熱帯農業センターの展示エリアは、観光及び教育の場として重要な役割を果たしているが、広大な敷地の維持管理や老朽化した施設の更新が課題となっている。

### 今後5年間の取組

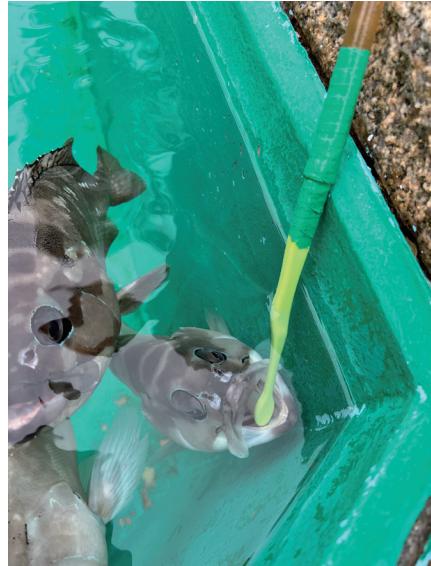
具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
水産センターの維持・更新			継続		
水産センター飼育観察棟他の改修	整備				
亞熱帯農業センターの再整備・活用			継続		

- 水産センターでは、魚類等を安定的に飼育していくため、老朽化した海水設備、電気設備等を整備する。また、飼育観察棟（小さな水族館）について、小笠原諸島特有の水産・海洋生物に関する唯一の研究施設、更には観光・学習施設としての役割を果たしていくため、設備改修により教育展示機能等の充実を図っていく。【都】
- 亞熱帯農業センターでは、施設の再整備や適切な展示栽培の管理により、今後も観光業と連携を進めるとともに、世界自然遺産登録地であることや、自然と共生する未来の小笠原の農業について、より多くの人々に知ってもらうよう、教育の場としての活用を図っていく。【都】

## コラム：小笠原水産センター

小笠原水産センターは、小笠原海域の水産振興を目的とした都の試験研究機関として設置され、これまでシマアジ養殖技術の開発、ソディカ漁業の導入など、小笠原の水産業振興につなげてきました。現在は、資源の持続的な利用に向けて、メカジキの生態解明、ハマダイやアカイセエビの資源管理を中心とした試験研究に取り組んでいます。

また、同センターは、試験研究の成果や小笠原諸島近海に生息する生物を展示する飼育観察棟（小さな水族館）、「アカバの歯みがき」ができる水槽などを一般開放し、多くの観光客や住民に親しまれています。なお、飼育観察棟については、施設設備の老朽化に伴う改修を予定しており、今後、展示機能の充実を図っていきます。



アカバの歯みがき



飼育観察棟（「小さな水族館」）



飼育観察棟改修イメージ

小笠原諸島での主要な産業の一つである農業においては、認定農業者制度の活用による農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。

また、漁業においては、漁業協同組合が自ら意欲ある人材の育成に努め、漁業の後継者の確保に努めている。

受入環境の整備について、漁業では、共同利用施設や漁船船員厚生施設等の整備を行っており、農業では、蝙蝠谷農業団地を有効活用するとともに農地確保、農業生産施設の整備を継続的に進めている。

職業能力の開発・向上については、亜熱帯農業センターや営農研修所等による農業生産研究や技術指導等により、新規就農者等の自立支援を行っている。

また、漁業協同組合による技術研修が行われているほか、商工会による経営改善等の経営相談・指導・支援が行われている。

### 現状と課題

- 高校や大学への進学等により一度島を離れたJターン希望者や、島外からのJターン希望者の受入環境が十分に整備されていない。
- 農地の流動化及び有効活用が進んでおらず、新規就農希望者が営農するための農地が確保されていない。
- 漁業協同組合の支援により、就業希望者の積極的な受け入れを進めているが、移住・定住するための住宅が不足している。また、水産業経営の安定化には、共同利用施設等の更なる充実及び老朽化した施設の改修・更新が必要である。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
営農研修施設等の整備・活用			継続		
共同利用施設の整備・活用			継続		

- 移住・定住促進を図る観点から小笠原諸島へのJターン・Jターンの受け入れを促進するとともに、雇用機会の拡充を図る。【村】
- 農業経営の安定化を図るために生産基盤を整備するとともに、営農研修施設を活用した農業技術指導等を行い、新規就農者の確保及び自立支援を推進する。【都】
- 安定的な漁業生産活動を維持するための生産基盤を整備するとともに、漁船船員厚生施設の活用等により、引き続き漁業後継者や新規漁業就業者の確保・育成を図る。【都】

## (1) 住宅

父島・母島には、小笠原住宅を含む公的住宅のほか個人住宅、民間共同住宅、宿舎等がある。

小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、昭和44(1969)年度から平成18(2006)年度にかけて、都が国の補助を受けて建設してきており、全世帯数の約3割が居住している。

### 現状と課題

- 住宅用地の取得が難しく、建設コストも本土と比べ割高であることから、個人住宅の建設及び民間賃貸住宅の供給が進んでいない。特に民間によるファミリー向け賃貸住宅の建設が進まない。
- 復帰当初に建設された小笠原住宅は、狭あいで間取りも古く使い勝手が悪い上に、一部を除き老朽化が進行している。また、階段が狭く急勾配であるなど、高齢者の生活に配慮した構造になっていない。
- 小笠原住宅は旧島民の帰島促進を目的として建設されてきたが、復帰から55年が経過する中で、定住促進に資する住宅にするなど、その果たす役割を見直す時期を迎えている。
- 侵略的外来種のイエシロアリによる住宅などへの被害が甚大となっており、父島及び母島のそれぞれの実情に応じた対策が必要である。特に母島については生息を確認している北部方面で勢力は拡大傾向にあり、根絶に向けて関係機関と共に駆除に取り組む必要がある。



母島におけるシロアリ防除対策の取組

(シロアリの駆除方法の一つであるベイト工法によるステーションモニタリング)

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
住宅政策の検討・方針策定			検討・方針策定		
小笠原住宅の建替え			継続		
シロアリへの防除対策			継続		

- 移住・定住を促進するため、土地利用計画に基づく総合的な視点で、新たな住宅政策に関する方針を策定する。【村】
- 老朽化した小笠原住宅の建替えについては、都と小笠原村の適切な役割分担のもと、定住の促進、省エネ設備や太陽光発電の導入等による居住環境や環境性能の向上及び自然環境に配慮した住まいづくりを目指し、計画的に推進する。【都・村】
- 都、村及び東京都住宅供給公社が協定に基づき、先導的事業として父島において、移住・定住の促進を図るため、賃貸住宅の建設を進めている。この公社住宅は、令和7(2025)年3月入居開始を予定しており、計画的に建設を進めるとともに、整備や管理面などの検証を行っていく。【都・村】
- 侵略的外来種のイエシロアリによる住宅等への被害を防除するため、父島では「人とシロアリとの住み分け」、母島では「根絶」を目指し、関係機関が連携して総合的な対策を強化していく。【都・村】



清瀬アパート（父島）



清瀬アパート南棟（完成イメージ）



沖村アパート（母島）



沖村アパート（完成イメージ）



公社住宅（完成イメージ）

## (2) 簡易水道

水道については、復帰当初から集中的に生活基盤施設として整備が進められ、父島・母島ともに簡易水道事業により給水している。水道普及率は、99.7%（令和5(2023)年4月1日現在）となっている。

また、小笠原諸島は、地理的・地形的特性から渴水に対するリスクを抱えており、昭和55(1980)年度、平成23(2011)年度、平成28(2016)年度及び平成30(2018)年度に大規模な渴水となった。近年では水源確保のための緊急的な措置として、海水淡水化装置を導入することにより渴水対策を行っている。

都は、小笠原村が計画的に事業を実施するに当たり、渴水対策、水質・維持管理等を総合的な視点で検討し、指導・助言等を行っている。

### 現状と課題

- 父島・母島とも浄水場の更新が完了した。今後は安心安全な水道水供給を目指し、管路施設の整備を実施する必要がある。
- 父島・母島においては、ダム以外の水源がなく、堆砂除去やダムの長寿命化整備を実施する必要がある。
- 小笠原諸島では過去に繰り返し深刻な渴水が発生していることから、その対策に引き続き取り組む必要がある。



ダムしゅんせつ状況

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
老朽管（導送配水管）更新			工事		
父島・母島ダム改良（しゅんせつ含む）				工事	
海水淡水化装置の配備			継続		
計画的な施設整備・維持管理への支援			継続		

- 父島・母島における老朽化著しい導送配水管（ダクタイル鋳鉄管）を耐震仕様管（ポリエチレン管）へ更新する。【村】
- 净水に必要な安定水量確保のため貯水施設の整備や各ダムの改良等の検討、また乳房ダム、連珠ダムについてはしゅんせつを検討する。【村】
- 父島・母島に導入した海水淡水化装置により、渴水時など緊急時に備えた対策を継続して行っていく。【都・村】
- 良質な水の安定供給のため、津波対策や渴水対策等を考慮した計画的な水道施設整備及び維持管理を行っていくための指導・助言等を引き続き行う。【都】



耐震仕様管布設状況

### (3) 生活排水処理

生活排水の処理については復帰当初、一島一集落の基本方針により、集落内の地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進してきた。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

平成元（1989）年度から父島の扇浦地区が第二集落に指定され、新たな集落整備が進んできたため、平成16（2004）年度から順次、市町村設置型の合併処理浄化槽設置方式による整備を実施している。

#### 現状と課題

- 生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塩害、強烈な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しい。
- コミュニティ・プラント整備区域以外では、浄化槽の整備を推進していく必要があるが、浄化槽の年間整備基数が0～2基程度と少ない上、個人の建築計画に左右される。



## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
母島中継ポンプ所改良工事		工事			
母島し尿処理場改築更新				設計・工事	
浄化槽整備		継続			

- 母島の沖村中継ポンプ所の改良更新及び運転管理制御システム更新事業を実施する。汚泥の有効利活用についても肥料としての農業利用を推進し、環境負荷の低減を図る。【村】
- その他の区域（合併処理浄化槽整備区域）については、計画的な合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。【村】



母島し尿処理場管理棟：外壁劣化部



母島中継ポンプ場：ポンプ所劣化状況

#### (4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリレーセンター（中継施設）を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立処分を行っている。

また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出し、ごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

	小笠原村	都全体	島しょ部全体*
令和3(2021) 年度リサイクル率	31.4%	24.4%	15.4%

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度）」

\*小笠原村を含む都内島しょ部

#### 現状と課題

- 環境負荷の低減や既存焼却施設の負担軽減、リサイクル品の海上輸送費削減のため、引き続きごみ減量化を図る必要がある。
- 更なるごみ減量化のため、ごみの資源化を一層推進する新たな取組が必要である。
- リサイクルを実施するためには本土まで海上輸送する必要があり、輸送コストが大きな負担となっている。
- 父島クリーンセンターは老朽化が進行しており、ごみ処理施設の更新・整備について検討する必要がある。



父島クリーンセンター機械式バッチ炉

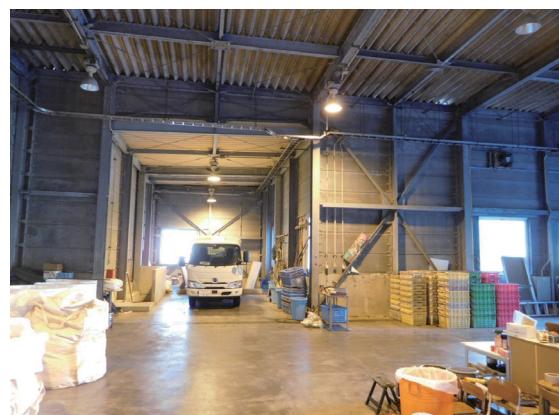
## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新焼却炉の更新準備			検討・調査		
住民の意識啓発、ごみの減量化・資源の有効活用の徹底			継続		
焼却施設の改修			継続		

- 本土との広域連携により離島においても持続可能な循環型社会の構築を目指し、住民の意識啓発に努めながら、ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。【村】
- 厨芥類を島内で有効活用する仕組み作りや、プラスチック類などの本土への搬出を検討する。【村】
- リサイクルの推進等に資する事業に対する支援を行い、リサイクル率の向上に努めていく。【都】
- 今後のごみの減量化や広域連携の進捗を考慮しながら、焼却施設の更新計画やリサイクル拠点となる施設の整備について検討を進める。【村】



分別作業の様子



母島リレーセンター

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。

さらに、特定健診等の健康診査やその結果に基づく保健指導、健康相談のほか、妊婦健診や育児学級等の母子保健、法定予防接種の実施や任意予防接種の推奨等の疾病予防に取り組んでいる。

その他に、令和4(2022)年度を初年度とする「小笠原村健康増進計画(小笠原村食育推進計画)」を策定し、ウォーキングマップを活用したウォーキングイベントを開催するなど生活習慣病の予防のための健康教室等を実施しているほか、広報誌を利用して健康に関する情報を提供するなど、住民の健康意識の啓発に努めている。



ウォーキングイベントの様子

### 現状と課題

- 国保特定健康診査受診率から、総じて住民の健康意識は高い一方で、国保特定保健指導利用率は全国を下回っていることから、引き続き健康増進に向けた高い意識を維持する環境を整備していく必要がある。
- 小笠原村では、人材や機材等が限られているため、健康増進法（平成14(2002)年法律第103号）に基づく健康診査・保健指導等の実施体制が不十分であり、受診機会に恵まれていない。そのため、都は、健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、健康診査及びがん検診の検診班の招へいの支援により、受診機会の確保に努めている。

区分	特定健康診査受診率	特定保健指導利用率
全国	36.4%	27.9%
小笠原村	67.2%	21.8%

出典：厚生労働省「2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
健康増進のための情報提供等の実施			継 続		
保健師確保・定着支援の強化			継 続		
健康診査・検診班の招へいへの支援			継 続		

- 小笠原村健康増進計画（小笠原村食育推進計画）等に基づき、医療・福祉との連携体制の強化を図りつつ、健康維持への意識の向上・啓発、健康管理や検診の受診率向上に関する情報の提供、住民の健康を増進する体制を構築していく。【都・村】
- 安定的な保健活動の継続に向け、小笠原村の保健師の確保・定着のため、引き続き保健師の人材育成等の支援を行う。【都】
- 健康増進法に基づく健康診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいの支援により、引き続き受診機会の確保を図っていく。【都】

## (1) 高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は17.2%（令和6（2024）年1月1日現在）と全国の約29%と比べると低いものの、高齢者の数は年々増加しており、また、要介護者の数も増加していることから、今後、本格的な高齢社会を迎える。

高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心に施策を展開してきている。

父島・母島ともに、在宅福祉サービスの拠点となっている高齢者在宅サービスセンターを整備しており、父島では、在宅での介護が困難な高齢者に対応するため、村営の有料老人ホームを整備している。

都は、介護保険サービスの確保が困難な離島地域において介護保険サービスの提供体制の充実を図るために「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、小笠原村など離島町村における地域の特性に応じた具体的な方策を検討している。



有料老人ホームの施設内

### 現状と課題

- 小笠原諸島の持つ地理的な特性、効率性や採算性の問題等から、本土に比べて介護保険サービス事業者の参入が進みにくい状況であり、介護保険サービスを含め、高齢者のニーズや状況に即したサービスが十分であるとはいえない。
- 小笠原村では、介護・障害福祉サービスの提供体制が不十分なこともあります、住民は本土で各種サービスを受ける必要があるため、交通費等の経済的負担が大きい。
- 専門性を要する介護・福祉人材が慢性的に不足しており、サービスの充実を図る上で課題となっている。
- 島内では障害者が就労可能な職種が限られており、就労支援も限定的である。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
離島等サービス確保対策検討委員会における検討			継続		
介護サービス基盤整備の支援			継続		
交通費等の負担軽減の支援			継続		
介護人材の確保・資質向上			継続		
障害者が地域で安心して暮らせる基盤整備の支援			継続		

- 「離島等サービス確保対策検討委員会」における具体的な方策の検討及び委員会から提示された事業等について、引き続き村において実情に応じた事業を試行的に実施するなど、介護保険サービスの確保を図る。【都・村】
- 必要な介護サービス基盤の整備を促進し、小笠原村の特性に応じた施策の展開を支援していく。【都】
- 本土で高齢者・障害者福祉や介護の各種サービスを受けざるを得ない住民に対する交通費等の負担軽減のための支援を行う。【村】
- 介護人材の確保及び資質向上を図るため、地域のニーズに合わせた研修等の取組を支援していく。【都】
- 障害者が自立した生活を送れるよう、就労支援の充実を図る。【村】
- 障害者が地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、地域生活基盤整備の取組を支援する。【都】

## (2) 児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、母島では老朽化した保育施設の建替えが進められている。また、幼児の多い父島では、出生数に応じた子育てサービスを実施しているほか、社会福祉協議会による3歳児・4歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

### 現状と課題

- 子ども家庭支援センターを中心に、引き続き、支援が必要な子供や家庭等への対応を適切に行っていく必要がある。
- 島内で出産ができないこと等に伴い、園児が一時的に本土の保育園に入る必要があるため、交通費等の経済的負担が大きい。
- 1歳児保育や一時保育など多様化する子育てのニーズに対応していく必要がある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保育施設・子育て支援のための拠点施設の整備（母島）	設計・工事			運用	
子育て支援サービス・拠点施設整備の検討			継続		
とうきょうママパパ応援事業や子ども家庭支援センター等による支援			継続		

- 母島の保育施設と一緒にした子育て支援のための拠点施設を開設し、子育て支援の充実を図る。【村】
- 子ども家庭支援センターにおいて、適切に相談支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、関係部署・関係機関との連携を図り、支援を必要とする子供や家庭等に対してサービスの提供を行う。【村】
- 全ての子供と子育て家庭の安全が守られるよう、引き続き支援をしていく。【都】

### コラム：母島保育施設

東京から南へ1,050キロ離れた母島の保育施設。子供たちは保育園に通い、そのとなりで大人たちは子供を見守りながらサークル活動を行います。

敷地は海から離れた高台に位置しており、地震や津波等の災害時にはこの建物に集まり助け合います。

また、この建物は「瓦屋根」「ロース石」「緑の芝生」など地元の素材を用いて、島内の景観を損なわないよう建設します。

ここを前浜のガジュ下のように、小さい子供から高齢者まで島の人たちが自然に集まって交流する、島の大ぬたちが子供の成長を見守っていく、そんな場所にしていきます。



母島保育施設 外観（完成イメージ）



母島保育施設 ランチルーム（完成イメージ）

### (3) 地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

父島・母島ともに、施設内に地域福祉の担い手である社会福祉協議会の事務局を配置し、ボランティア活動、福祉の普及啓発、コミュニティ活動等の地域福祉活動を行っている。

母島では地域福祉活動の拠点である村民会館について、老朽化に伴う建替えが進められている。

#### 現状と課題

- 地域コミュニティが発展段階であり、地域での見守り体制や福祉を担うボランティア及びその指導者の更なる確保・育成が必要である。

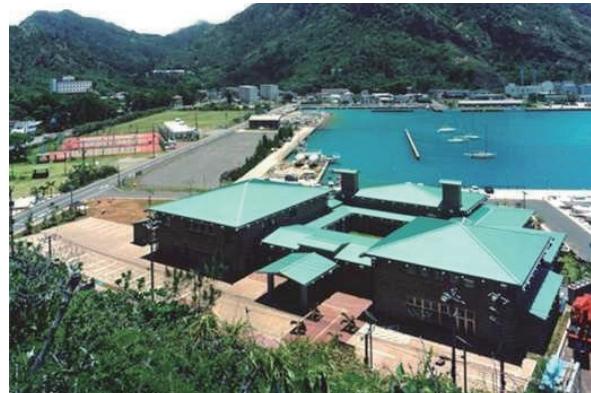
#### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保育施設・子育て支援のための拠点施設の整備（母島）	設計・工事			運用	
ボランティア活動、コミュニティ活動、地域福祉活動の推進			継続		

- 母島の保育施設及び子育て支援のための拠点施設と一体となった村民会館を開設する。【村】
- 地域福祉センター（父島）及び村民会館（母島）を拠点として、ボランティア活動、コミュニティ活動、地域福祉活動等を推進する。【村】



現在の母島村民会館



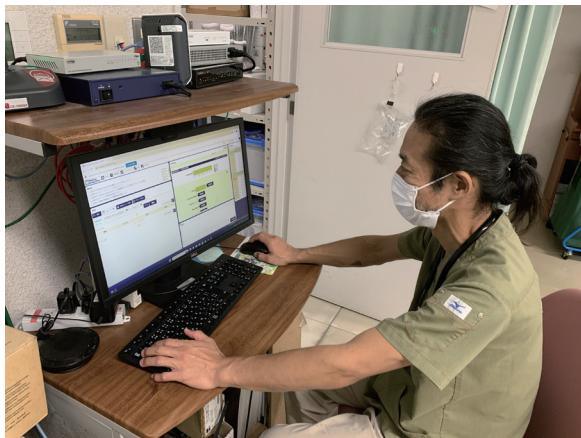
地域福祉センター

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

各診療所では、通常の診療のほか、都のへき地専門医療確保事業を活用し、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、小児科、内視鏡等の専門診療を行うため、本土の医療機関から専門医師を招へいし、専門医療の受診機会を提供している。また、2か月に1回、本土から産婦人科医を招へいし、妊婦の健康診査、指導及び相談の機会を提供している。

診療所で対応できない救急患者が発生した場合には、海上自衛隊機等により、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に搬送する体制を確保している。

都立広尾病院は、島しょ患者のための病床を確保し、紹介患者や24時間体制の救急患者の受け入れを実施している。また、救急患者搬送時の添乗医師の派遣、代診医の派遣、画像電送システムを用いた診療の助言等を行い、小笠原諸島の診療に対し、人的・技術的支援を積極的に行っている。



画像電送システム活用の様子

### 現状と課題

- 都においては、各診療所の医療従事者を確保するため、自治医科大学卒業医師や東京都地域医療支援ドクターの派遣、無料職業紹介事業、島しょ地域医療従事者確保事業、へき地医療の普及啓発活動等に取り組み、令和5年度には父島で医師3名、母島で医師1名が確保されている。  
しかし、各診療所においては、小笠原村採用の医療従事者の在職期間が2年から3年と短いことも多く、医療従事者の継続的・安定的確保が重要な課題となっている。
- 個々の患者の状況に応じ、保健・福祉分野との情報共有や施策の連携等の必要性が高まっており、各分野と連携する仕組みや体制の構築が課題となっている。
- 各診療所では出産ができないため、家族と離れた環境における分娩の精神的不安や負担があるほか、本土での分娩に係る交通費や宿泊費などの経済的負担も大きい。
- 慢性疾患等で本土の医療機関を定期的に受診する必要がある住民にとって、交通費等の経済的負担が大きい。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
医療従事者確保の支援			継続		
救急医療体制の確保			継続		
遠隔での連携 診療の支援	画像電送システムの更新	更新		運用	
	遠隔連携診療 の支援	新規		継続	
都立病院による医療協力体制			継続		
出産に係る本土医療受診費用 等の支援			継続		

- 小笠原諸島周辺海域における中心的な医療機関としての役割を發揮するため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の安定的な確保や専門診療の受診機会の確保、医療機器や施設等の整備を進め、一定の医療水準の確保を図る。また、新興感染症発生の際は、新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえ、国や関係機関と連携し、医療提供体制の確保や感染拡大防止対策などを状況に応じて実施する。【都・村】
- 小笠原村の救急医療体制を確保するため、自衛隊等の協力を受けながら、引き続き着実に救急患者の搬送体制を維持する。【都・村】
- 搬送を要請した島しょ地域の医療機関と収容先医療機関、添乗医師等の関係者間で、患者の病状等の情報をより円滑に共有できるデジタルツールを導入し、搬送体制を強化する。【都】
- 各診療所と都立広尾病院とを結んでいる画像電送システムについては、令和7年12月予定のシステム更新を見据えて操作性の向上等を検討するなど、へき地における診療活動の支援を一層充実させていく。【都】
- 遠隔での連携診療の導入等デジタル技術の活用を支援し診療連携を強化するとともに、専門診療の充実を図っていく。【都】
- 本土の医療機関を受診した村民の帰島に当たっては、本土関係機関との連携を強化し、併せて帰島後の在宅生活等を円滑に支援するため、保健・福祉との連携の強化・充実を図る。【村】
- 妊婦が出産に必要な医療を受けるに当たり、家族で利用できる本土の分娩施設の紹介、島内外での受診機会の確保、費用負担の軽減など必要な支援を引き続き行う。【村】
- 本土の医療機関を慢性疾患等で受診した場合や、70歳以上の住民が本土の医療機関を受診した際の交通費の一部負担等、住民負担の軽減に資する事業を引き続き行う。【村】

## (1) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、平成23(2011)年6月に世界自然遺産に登録される前から、豊かで貴重な自然環境の保全のため、行政機関・関係団体等による利用ルールの運用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護の取組を推進している。

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(平成30(2018)年3月改定)(以下「管理計画第2期」という。)では、「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例(令和2(2020)年小笠原村条例第10号)」(以下「ペット条例」という。)の施行、母島における「母島の土付苗温浴処理施設(ははの湯)」の暫定運用開始、父島属島の巽島におけるチチジマカタマイマイ及びアナカタマイマイの個体群再生など各種事業において大きな進展が見られた。

令和6(2024)年には、管理計画第2期の改定が行われ、国、都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等が総力を挙げて、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行っている。



外来種対策(写真提供:小笠原村観光局)

### 現状と課題

- 兄島におけるグリーンアノールや母島におけるアジアベッコウマイマイ、エリマキコウガイビルといった外来種の分布拡大のほか、オガサワラカワラヒワの個体数の急激な減少やオガサワラシジミの生息域外個体群繁殖途絶といった新たな課題が顕在化するなど、自然環境保全上の重要地域に新たな外来生物が侵入・拡散するリスクが依然として高い。
- 外来種対策の継続は、世界遺産委員会からの要請事項であり、既に侵入している外来生物と在来生物が複雑な相互関係を形成している。このため、外来種対策に伴う生態系の変化などを推定しながら、継続的・順応的な生態系保全管理と計画的な取組が必要となっている。
- 自然保護地域と集落地域とが隣接している父島・母島では、住民生活と自然環境は密接な関係にあり、人と自然環境との共生が求められている。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
固有動植物の保全・再生			継続		
外来種対策等			継続		
利用マナーの普及啓発			継続		

- 小笠原諸島の優れた自然景観及び世界的にも貴重な自然環境、海洋島の特異な生態系を守るため、生息・生育する固有動植物の保全や植生回復等に取り組むほか、オガサワラカワラヒワの保護増殖施設の建設など、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業を行う。【都】
- 唯一父島に生残するノヤギの排除は、外来植物の増加抑制への対策を講じながら、着実に実施していく。また、外来種対策については、環境省、林野庁、都、小笠原村など関係機関で調整し、適切な役割分担のもと、効率的に進めていく。【都・村】
- 自然環境を保全するための外来種対策を含めた各種事業について、行政機関、NPO、住民等と連携・協力を強化し、引き続き地域一体で取り組む保全管理を推進する。【都・村】
- 自然環境の保全と利用との両立及び外来種の侵入・拡散を防ぐため、世界遺産センターなどとも連携し、住民や来島者などに対する利用マナーの普及啓発や学習機会を提供するなど環境教育の充実を図り、ルールに基づく利用の徹底や自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等に引き続き取り組む。また、人とペットと野生動物が共存する島づくりに向け、令和3(2021)年4月に施行したペット条例の運用を通して、ペットが新たな外来種として生態系に影響を及ぼすことを未然に防ぐ。【都・村】

### コラム：オガサワラカワラヒワの現状

オガサワラカワラヒワは、100万年以上前に小笠原諸島に飛来し、島の特殊な環境で進化した全長が13cmほどの小さな鳥です。しかし、母島での猫による捕食や繁殖地である母島属島における卵や雛のネズミによる捕食などにより、この25年ほどで個体数が激減し、母島周辺では100個体程度まで減少してしまいました。

この減少傾向が続くと、近い将来に絶滅することが予想されているため、母島属島でのネズミ対策などの域内保全に加え、オガサワラカワラヒワを飼育・繁殖させて数を増やす域外保全にも取り組んでいます。

今後、保護増殖施設を建築予定で、ケージの広さを変更でき、屋内と屋外を併せた半屋外ケージにするなど、オガサワラカワラヒワが繁殖しやすくなる工夫を凝らした施設にしていきます。



オガサワラカワラヒワ



オガサワラカワラヒワ保護施設（完成イメージ）

## (2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の景観と特異な生態系を持ち、集落地域、農業地域以外の大部分が自然公園のうち国立公園に指定されている。自然公園法（昭和32(1957)年法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としたものであり、小笠原国立公園は昭和47(1972)年に指定された。

小笠原国立公園においては、公園計画に基づき、次の2点に重点を置き、整備を進めており、世界自然遺産登録やエコツーリズムの推進により増加する観光客に配慮した施設設置等を実施している。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観を保全し、固有動植物の保全を図るなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 老朽化した施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

### 現状と課題

- 自然公園の整備に当たっては、自然の保護及び適正な利用の推進の観点から、国や村など関係機関と連携を図っていく必要がある。
- 公園施設の整備・更新について、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」（平成27(2015)年3月）に基づき、引き続き実施する必要がある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
自然公園の整備				継続	

- 自然公園の整備に当たっては、各団体等と意見交換を通じて情報提供・調整を図り、自然保護と適正利用を両立していく。【都】
- 「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、Ⅰ. 自然環境と共生した景観づくり、Ⅱ. 眺望に対応した景観づくり、Ⅲ. 小笠原の振興に資する景観づくり、Ⅳ. 小笠原の穏やかな時の流れを感じる景観づくりを基本方針とした整備を今後も引き続き進めていく。【都】



ウェザーステーション展望台  
(父島)



扇池（南島）

### (3) 都市公園

都市公園の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、自然公園との連携を図りながら進めている。

大神山公園においては、来園者に対する小笠原諸島の自然アプローチとしての亜熱帯景観や住民の日常的な散策の場を提供するとともに、自然公園と同様に、世界自然遺産登録やエコツーリズムの推進により増加する観光客へ配慮して整備を進めている。

#### 現状と課題

- 都市公園の整備に当たっては、外来種対策を実施するとともに景観に配慮する必要がある。施設については、来園者が施設をより安全安心に利用できるよう公園の環境に配慮した整備を実施していく必要がある。

#### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
都市公園の整備			継 続		

- 外来種の駆除を効果的に行うなど、生態系の維持に配慮しながら小笠原諸島固有の植物が生育できる環境づくりを目指し、各団体と意見交換会を行い、情報提供・調整を図りながら整備を進める。また、施設については、「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づくとともに、公園利用者にも配慮した施設更新を進め、引き続き事業を実施していく。【都】



大神山公園：大神山公園地区



大神山公園：大村中央地区

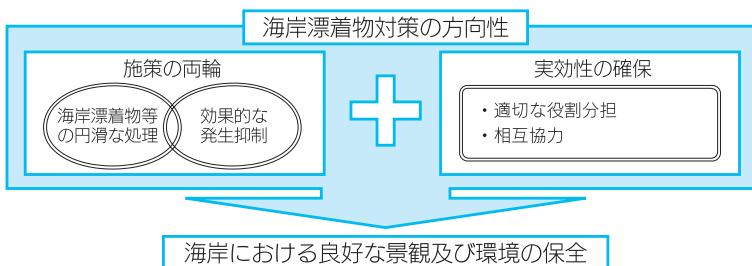
## (4) 海岸漂着物対策

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、都では、海岸漂着物対策の必要な島しょ地域を対象に、海岸漂着物処理推進法（平成21(2009)年法律第82号）に基づく地域計画を作成しており、小笠原諸島を対象とした海岸漂着物対策推進計画は平成25(2013)年7月に策定されている。その後、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、主な事項として、漂流ごみの円滑な処理の推進、マイクロプラスチック対策が盛り込まれた。

海岸漂着物等については、海岸管理者及び住民のボランティアが中心となって回収活動を行い、海岸管理者等及び小笠原村が協力して処理を行っている。

### 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の概要

- (1) 対策を重点的に推進する海岸（重点区域海岸）の40海岸を設定
- (2) 海岸漂着物等の処理と発生抑制をその関係者と連携して推進



南京浜（母島）

### 現状と課題

- 海岸漂着物の回収活動を行っている住民等の活動が継続的に実施されるよう支援を行っていくことが必要である。  
また、普及啓発などの長期的な取組や、効果的なモニタリング手法の確立が必要である。
- 海岸漂着物の処理については、国庫補助金が措置されており、継続的に適正な処理を行えるよう、安定的な財源措置を確保するとともに、地域計画に基づく関係主体の役割分担や相互協力により対策に取り組む必要がある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
海岸漂着物等への対策			継続		

- 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画に基づき、関係主体間の連携により事業を実施していくとともに、これまでの実績を踏まえ、海岸漂着物等の対策が進められるよう地域の実情に応じた計画内容の見直し等を行っていく。【都・村】
- 海岸漂着物等への対策は、関係主体が役割分担の下、相互に協力し、継続的に適正な処理を実施していくことが重要であり、そのための関係機関との調整を行っていく。【都】

## (5) 公害の防止

小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などに与える影響を極力低減することを目的に、都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針（平成16(2004)年8月）」等を定めている。

また、環境基本法（平成5(1993)年法律第91号）等の関連法（以下「環境関連法」という。）をはじめ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12(2000)年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）に基づく規制指導が実施されており、小笠原諸島の環境が良好に保たれている。

なお、小笠原海上保安署では、「小笠原管内排出油等防除協議会」が設置されており、小笠原諸島周辺海域において、油等の排出に対する防除活動を実施する体制が整備されるなど、小笠原諸島の自然環境の保全に向けた取組が実施されている。

### 現状と課題

- 世界自然遺産登録後、観光客の増加等に伴う事業活動の活発化により、環境負荷の増加が懸念される。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
法令・条例に基づく規制指導			継続		

- 小笠原諸島の生活環境及び自然環境を維持するため、引き続き環境関連法及び環境確保条例に基づく規制指導を実施するとともに、今後、環境負荷の増加により、生活環境及び自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、適切な対応策を講じる。【都】

現在、小笠原村では父島・母島ともに、主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されている。また、村施設等の公共施設へ太陽光発電設備が導入されており、設備容量は父島で143.2kW、母島で87.0kW、合計230.2kWとなっている（令和5（2023）年3月31日現在）。

ガソリン等の燃料については、島外からの供給に依存しており、本土に比べて販売価格が割高であることから、ガソリン流通コストについては国が、プロパンガス輸送費については都が支援を行っている。

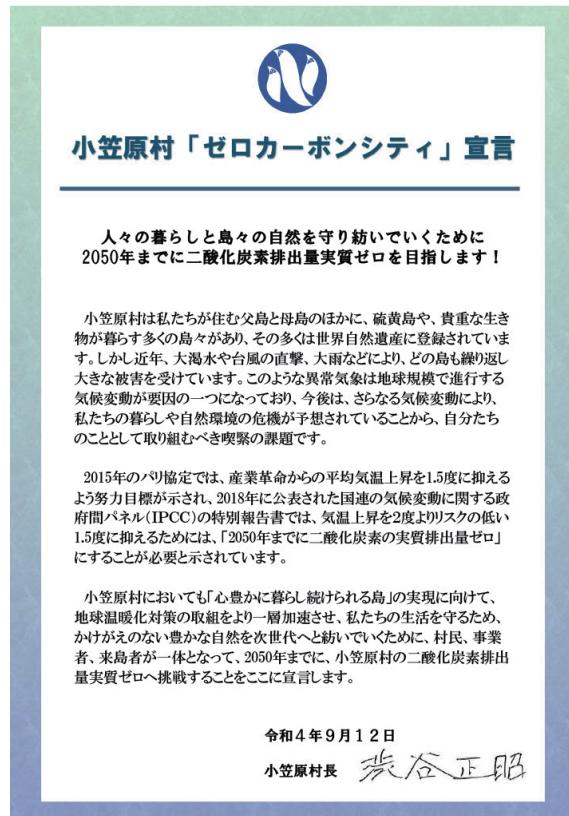
また、世界的な気候危機に対応するため、脱炭素化の動きが加速する中、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用や、エネルギーの安定確保の必要性が高まっている。

都は、令和12(2030)年までの「カーボンハーフ」、令和32(2050)年までの「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、島しょ地域においては地域の特性を生かした再エネの活用の拡大により「ゼロエミッションアイランド」実現への取組を推進している。

また、村においても、令和4(2022)年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指している。

### 現状と課題

- 小笠原村のエネルギー自給率を高めることは、化石燃料由来のエネルギー消費量の削減に加えて、地域防災力の強化にも寄与することから、小笠原諸島の地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を推進していく必要がある。
- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、製品、資材等の輸送費、強風及び塩害への対策費用など、導入及び維持管理の費用が本土や他の島しょ地域と比べて高いという課題がある。
- 本土が災害により被災した場合、内燃力発電に依存している小笠原村においては、島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念される。



### 小笠原村「ゼロカーボンシティ」宣言

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
太陽光発電の積極的活用			継続		
省エネルギー及び再生可能エネルギー設備の導入補助			継続		
母島再エネ電力供給実証事業	工事		実証		運用
エネルギーの安定的な供給への支援			継続		

- 自然環境と景観との調和を図りつつ、地域特性に応じた再生可能エネルギー導入の取組を都が支援することで、自立・分散型エネルギーの普及拡大を図り、ゼロエミッションアイランドの実現を目指す。【都・村】
- ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の3者で連携し、母島において、太陽光発電のみで1年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業を実施する。【都・村】
- エネルギーの使用量を削減する取組として、公共施設における省エネルギー施策を推進する。また、住民や事業者への省エネルギー行動を促すため、家庭における省エネ家電製品への買替えや中小企業等の省エネ設備の導入等を支援するとともに、情報発信・啓発を引き続き実施する。【都・村】
- 今後技術開発が進み、普及・実用化が期待される海洋エネルギー等の各種再生可能エネルギーの動向に関する調査や導入に向けた可能性を検討する。【村】
- 公共施設や避難所機能を有する防災拠点施設に太陽光発電を導入するほか、災害時の電源となるEVの普及など、再生可能エネルギーの積極的な活用を図り、災害時のエネルギーを確保するとともに、環境負荷の小さい地域づくりを推進する。【都・村】



太陽光発電設備設置例：小笠原地域福祉センター

## (1) 防災対策

小笠原諸島は、台風、大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまで昭和35(1960)年のチリ地震による津波や昭和58(1983)年の台風17号により、大きな被害を受けている。

また、平成22(2010)年及び平成27(2015)年に小笠原諸島近海を震源とする震度4以上、マグニチュード7を超える近地地震による津波、平成23(2011)年に東日本大震災に伴う津波が発生したこと等により、住民の防災意識は高い状態にある。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国及び都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

また、土砂災害については、平成30(2018)年度に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12(2000)年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

### <小笠原村の取組>

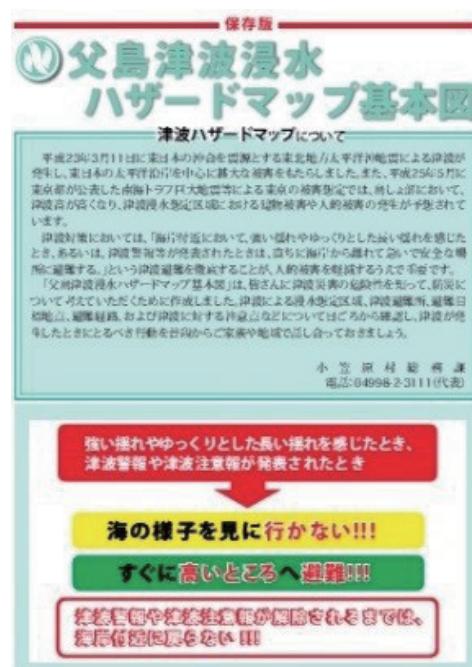
- ・災害対策基本法(昭和36(1961)年法律第223号)に基づく地域防災計画を策定
- ・デジタル防災無線の導入、各家庭や事業所には戸別端末を設置、防災時の情報伝達体制を整備
- ・島内に8箇所の避難所を指定、備蓄倉庫を15箇所設置、7日間分の飲料水・食糧などの災害備蓄品の配備を順次推進
- ・東日本大震災などの教訓、南海トラフ地震による津波想定を踏まえた津波災害に対する情報発信体制の再整備、津波避難施設・避難路の整備、初動態勢の確立、住民避難訓練等の防災訓練の実施
- ・平成28(2016)年に小笠原村津波避難計画を作成
- ・令和4(2022)年度に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書に基づき、津波浸水ハザードマップを更新。令和6(2024)年3月に全戸配布した。



避難施設：奥村交流センター



避難施設の中の備蓄品



津波浸水ハザードマップ

## <都の取組>

- 令和3(2021)年度に、地震や風水害等の自然災害に対して、あらかじめ備えるべき防災の取組を推進するため、令和5(2023)年度までの事業計画となる「東京防災プラン2021」を策定
- 令和4(2022)年度に、「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24(2012)年度)と「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」(平成25(2013)年)を見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表
- 令和5(2023)年度に、「東京都津波避難計画策定指針」及び「津波避難計画モデル」を更新し、島しょ町村の取組を支援
- 令和4(2022)年度に、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の暮らしを確実に守るため、東京の総力を挙げて防災対策を進める上での羅針盤となる「東京都地域防災計画 震災編」を修正
- 都の関係局及び島しょ町村で構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を設置し、意見交換や情報共有により、実情に即した実効性のある対策を促進
- 東京都防災行政無線網の整備及び衛星携帯電話等の代替通信手段の確保により、災害時における村との重層的な連絡体制を確保

小笠原村の南海トラフ地震による主な被害想定（最大ケース）

項目	被害想定結果	備考
建物被害（建物全壊）	187棟（父島）、44棟（母島）	全件が津波による被害
人的被害（死者・冬早朝）	6人（父島）、3人（母島）	

首都直下地震等による東京の被害想定



## 現状と課題

(孤立化・物資確保等)

- 東日本大震災や能登半島地震の教訓の一つであり、南海トラフ地震等により想定される離島の孤立化などの被害を防止する対策の早期検討が求められる。

### 【想定される「孤立化】】

- 津波災害による港湾施設の破損や航路障害により、定期船の運航中止等の交通手段の断絶が発生し、本土からの救援物資や救援隊が途絶えることが予想される。
  - 父島では、集落間をつなぐ都道の被災による集落地域の分断が予想される。
  - 基地局や海底ケーブルが被災し、村との通信が困難になることが予想される。
- 発電所・ガソリンスタンド・商店などの生活に欠かせない施設、村役場・警察署等の公共施設の浸水など大きな被害が予想される状況となっており、エネルギー源の確保や避難生活に必要な機能・避難所運営の在り方、物資の確保の在り方の検討が必要である。
  - 父島・母島とも、集落地域内に整備してきた公共施設や住民生活を支える機能の多くは海岸沿いの低地にあり、津波等により被災する可能性が高い。一方、高台に平地はほとんどなく、被災対策としての高台移転等には限度がある。
  - 平成30(2018)年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が小笠原村において指定され、避難計画の策定などの対応が求められている。

(地域防災力の向上)

- 東日本大震災からの時間の経過に伴い、住民の危機意識の希薄化や観光客などの一時滞在者の避難の遅れが懸念される。  
また、災害発生時の高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への適切な支援や、消防団員の充足など、自助・共助の取組の推進が求められる。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
防災計画等の運用			継続		
孤立化対策・物資確保対策等			継続		
地域防災力の向上			継続		

(計画策定)

- 東京都地域防災計画で掲げた減災目標の達成等に向け、地震・風水害・火山噴火等の防災対策を計画的に進めるため、令和12（2030）年度までの事業計画となる新たな東京防災プランを策定する。【都】
- 気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表した場合の対応について、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえた「東京都防災計画 震災編」に基づき、小笠原村が行う防災対策を支援していく。【都】
- 避難所管理運営マニュアルの作成を働き掛けるなど、小笠原村の取組を支援する。【都】

(孤立対策・物資確保対策等)

- 都の関係各局と島しょ町村とで構成される島しょ町村との連絡会や担当者会議を活用し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波等対策の推進について検討していく。【都】
- 避難道路の具体的な検討や公共施設の高台移転の調査を進めるとともに、港湾施設の改良、防災拠点への太陽光発電設備等の導入及び避難所・防災倉庫等の防災施設の整備・充実を図る。【都・村】
- 災害に伴う人的・物的被害や通行止めによる経済的損失、日常生活に影響を及ぼす道路斜面からの落石や崩落等を未然に防止し、道路の安全性を高める。【都】
- 都、小笠原村、住民、事業者等の各主体が連携し、食料・飲料水を分散備蓄するなど、発災後1週間程度の物資の確保を目指す。【都・村】
- モバイル衛星通信機器等を配備し、災害時における村との連絡体制を強化する。【都】

(地域防災力の向上)

- 砂防施設の整備等により地形改変のあった箇所については土砂災害警戒区域等の見直しを行うとともに、避難計画の策定など警戒避難体制の整備を図っていく。【都・村】
- 住民や観光客等の災害への対応力向上のための普及啓発を推進する。【村】
- 都と小笠原村が合同で実施した地震や津波等を想定した総合防災訓練の成果を、今後の防災対応の見直しや防災訓練に活用していく。【都・村】
- 避難行動要支援者の実態を把握するなど避難支援体制を強化しつつ、防災訓練、消防団の入団促進及び防災知識の普及等を推進し、地域防災力の向上を図る。【都・村】
- 津波による被害の様相や津波に対する備え等について、動画等を作成し、住民等の避難意識向上を図っていく。【都・村】
- 災害時の電源となるEVの普及及びEV使用者との協力体制構築を推進するほか、災害時における再生可能エネルギーの積極的な活用を図る。【都・村】

## (2) 国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害から住民や観光客の生命と財産を守るために、砂防、地すべり対策を実施している。

父島のハツ瀬川流域や母島の大谷川流域においては、砂防堰堤や流路工等の構築を進めていく。

### 現状と課題

- 事業箇所には島外の地権者が多く、また、地権者の世代交代が進んでいるため所在確認に時間要する。  
そのため、事業着手に必要な砂防指定や用地買収が難航し、早期の整備が進んでいない。  
また、小笠原諸島固有の生態系及び貴重な自然環境に配慮して事業を実施する必要がある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
砂防施設の整備	ハツ瀬川上流3支川			継続		
	大谷川支川	継続				
その他、砂防・地すべり施設等の整備				継続		

- ハツ瀬川上流3支川及び大谷川支川において、堰堤工及び流路工等の砂防施設の早期整備に向けて取り組む。【都】
- 台風等による土砂災害の発生が想定されることを踏まえ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設を引き続き整備し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。整備に当たっては、自然環境や景観との調和を図りつつ進める。【都】



ハツ瀬川砂防施設



大谷川支川砂防施設（完成イメージ）

## (1) 教育

小・中学校は父島・母島それぞれに設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設が整備されている。学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として寄与してきたところである。

母島の小・中学校は平成17(2005)年度に新校舎となり、また、父島の小・中学校については、令和12(2030)年度中の完成を目標に令和4(2022)年度から改築工事を行っている。

都立小笠原高校については改築から30年以上経過し、経年劣化等も見られることから、改修工事を計画的に実施している。

なお、都立小笠原高校については、母島から進学する生徒のための寄宿舎を整備している。

児童・生徒数の推移

	小笠原小学校 (父島)	母島小学校 (母島)	小笠原中学校 (父島)	母島中学校 (母島)	小笠原高校 (父島)
令和元年度	170	28	57	11	46(2)
令和2年度	150	31	67	10	47(5)
令和3年度	138	32	71	12	45(4)
令和4年度	134	33	74	13	48(7)
令和5年度	133	28	67	14	61(6)

出典：東京都「公立学校統計調査報告書【東京都公立学校一覧】」

※小笠原高校()内は寄宿舎入寮生で内数

小笠原村は、奨学資金貸付制度により、本土の学校への進学者に対する支援を行い、保護者負担の軽減を図っている。

文部科学省がGIGAスクール構想を推進し教育分野でのDXを推し進める中で、小笠原村の小・中学校では校務等の支援システム化が限定的であったが、令和4(2022)年度に学校のデジタル化の大きな基盤となる統合型校務支援システムを他の島しょ地域の自治体と共同調達した。

都では、島しょ地域の児童・生徒が、学校にいながら TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) での実践的な英語学習を体験できるよう、試行的にVRを活用したバーチャルによるTGGの特別プログラムを提供している。

### 現状と課題

- 文部科学省が進める「GIGAスクール構想」に基づき、村立学校においても一人一台端末の体制と校内通信ネットワーク環境の改善が実現した。教育DXの推進により学習機会のより一層の充実を図る必要がある。
- 令和2(2020)年度に調達したGIGA端末については、着実に更新を行い、端末を活用した個別最適な学びを推進していく必要がある。
- 学校教育を担う教職員の更なる指導力向上のための支援体制の充実等が必要である。
- 父島の小・中学校については、経年劣化と併せて、児童・生徒数の増加によって手狭となっていることに加え、新たな教育に対応するための教室数が不足しているため、建替えによる教育環境の向上が必要である。
- 統合型校務支援システムについて、小・中学校の教職員が積極的に活用し、校務のデジタル化を推進していく必要がある。

- 島しょの現状を踏まえたTGG特別プログラムを提供していく必要がある。
- 学校、家庭及び地域社会が相互に連携し、一体となって子供を育てる体制づくりが必要である。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
学校教育及び社会教育の充実				継続	
小・中学校の建替え（父島）				継続	
小笠原村の教育環境の一層の充実に向けた体制整備				継続	

- 一人一台体制のGIGA端末を十分に活用するために、ハード面の整備だけではなく、機器を扱う教職員のスキルアップ等のソフト面の充実を図る。【村】
- GIGA端末の更新については、全自治体が参加する共同調達に係る協議会等での検討を行い、着実に更新を支援していく。【都】
- 教職員の更なる指導力向上を目指し、研修やOJT等による人材育成のための支援体制の充実を図る。【都・村】
- 小笠原村の教育環境の充実に向け、令和6(2024)年4月に東京都教育庁小笠原出張所を設置し、都教育委員会による支援を強化する。【都】
- 都立小笠原高校における指導の充実のため、引き続き教職員の体制整備を図る。【都】
- 父島の小・中学校の新校舎を令和12(2030)年度の2学期から供用を開始できるよう、着実に改築工事を進める。【村】
- 統合型校務支援システムを安定稼働させ、校務のデジタル化・データ化を着実に進め、教育DXの基盤として定着させていく。【都・村】
- 島しょの児童・生徒向けのVRを活用したTGG特別プログラムにより、実践的な英語学習を体験できる機会を提供する。【都】
- 学校教育については、小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境等の地域の特性や人材を生かしながら、小中連携教育や地域と一体となった教育を推進する。【村】
- 学校施設の開放や、社会体育施設等の既存施設の有効活用などにより、社会教育の充実を図る。【村】



バーチャルTGG（イメージ）



(父島) 小笠原小学校・中学校全景

## (2) 文化・スポーツ

小笠原諸島には世界的にも貴重な動植物や地域性豊かな歴史・文化があり、特別天然記念物のハハジマメグロをはじめ、学術上貴重な文化財が数多く存在しており、世界自然遺産登録を契機に、世界中から小笠原諸島特有の歴史及び文化への興味が高まっている。

こうした文化財の適切な保護・活用を図るため、小笠原村文化財保護審議会が設置されているほか、都では小笠原諸島に存する有形・無形の文化財の保存伝承及びその活用に関する指導・助言を行っている。また、南洋踊りや小笠原の民謡など小笠原諸島特有の文化については、学校教育や地域でのイベントなど様々な場面で取り入れられている。

その他、島内で開催する住民向けのスポーツ大会の外、ジュニア育成に向けたスポーツ教室開催等の取組に対して支援などを行っている。

### 現状と課題

- 伝統文化の伝承者の高齢化が進んでおり、次代の担い手となる若い世代へ引き継ぐためにも、継承事業を継続していく必要がある。
- 小笠原諸島の貴重な文化財が注目される中、保護・活用のための体制が整っていない。
- 離島という地理的な条件から、島外の芸術文化に直接触れる機会を確保していく必要がある。



東京都指定無形民俗文化財  
「南洋踊り」

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
文化・スポーツ振興への取組			継 続		

- 文化財及び文化の保存・伝承を図るとともに、小笠原諸島の地域性豊かな歴史及び文化を観光面でも活用できるよう、観光客の探究心に応える環境づくりを促進する。【村】
- 文化財及び文化の意義や価値について、国内外の研究者等との連携により調査・研究を深め、得られた知見を広く還元し、その有効活用に努める。【村】
- 小笠原諸島を固有の生態系や民俗文化等の研究・教育の拠点として活用し、関係機関と連携してその成果を国内外に発信する。【村】
- 島しょ芸術文化振興事業の継続実施など、音楽、児童演劇や寄席等を鑑賞する機会を提供し、小笠原村における芸術文化の振興を図る。【都】
- スポーツ大会の支援は、住民の健康増進や住民間の活発な交流も期待できることから今後も継続していく。【都】



ゲートボール大会

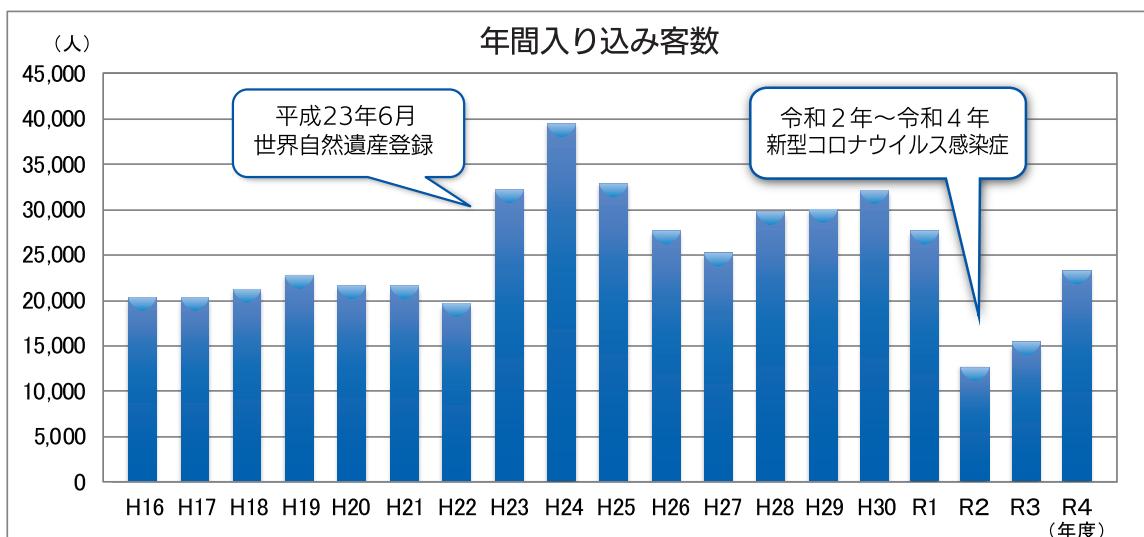
## (1) 観光資源の開発と観光振興

小笠原諸島における観光にとっての最大の地域資源は、豊かで貴重な自然環境である。都や小笠原村では、エコツーリズムを基軸とした観光を推進しており、平成28(2016)年1月には村において「エコツーリズム推進全体構想」を策定した。

小笠原村を訪れる観光客の数は、世界自然遺産への登録や、新造船の就航等の効果により、増加傾向にあつたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した。

このような状況の中、小笠原村では令和4(2022)年度に「小笠原村観光振興ビジョン」を策定し、世界自然遺産としての貴重な自然環境の保全と観光利用の両立とを図る視点に立ち、国、都及び小笠原村が、魅力の発信と合わせた普及啓発活動を進めている。

また、遊歩道や遊歩道に隣接する管理通路、及び都市公園等の整備や維持管理により、観光客が自然を楽しむための環境整備が行われている。



※年間入り込み客数：おがさわら丸乗船客数（観光・仕事等を目的とする人数）及びクルーズ船による来島者数

### 現状と課題

- 『小笠原村観光振興ビジョン』の実現に向けた連携体制の構築が必要である。
- 関東圏、関西圏等の大商圏地域での更なる観光来島需要の掘り起こしを進めるとともに、それら以外の地域からの新たな観光客誘致等、観光客の開拓に向けた取組が必要である。
- 来島者の再来訪を促すため、来島満足度を向上させる対策が必要である。
- 世界自然遺産地域の更なる認知度向上に取り組み、地域の魅力を発信していく必要がある。
- 観光客数の回復と更なる獲得のため、観光関連事業者のキャッシュレス化や誘客促進のための取組が必要である。
- デジタル化による業務効率化やサービス向上により都内観光関連事業者の生産性向上を図り、観光需要に対応する必要がある。
- 持続可能な観光を推進するため、地域資源を生かした観光コンテンツの開発が必要である。
- 遊歩道等の新規設置に当たっては、開発による自然環境への影響を配慮するとともに、後年度の維持管理を含め慎重に検討することが必要である。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受入環境の充実			継続		
魅力の発信			継続		
観光資源の開発			継続		

- 『小笠原村観光振興ビジョン』の推進に当たり、関係各所が密に連絡を取り合い、状況と目標を共有し、協働による取組を進める。【村】
- 受入環境の充実及び魅力の発信等に資する取組を進める。【都】
- 幅広い地域から様々な客層が来島している現状を踏まえ、雨天時対策や体験メニュー等の柔軟な提供といった観光客を効果的に受け入れる環境の整備を、地域の意向を汲んだ上で推進する。【村】
- 小笠原諸島の魅力について、ウェブサイトをはじめ、父島及び母島の観光協会と小笠原村観光局との連携により、様々なイベント、SNS等を通じて継続的に発信することにより、観光客誘致につなげていく。【村】
- 訪問した方に島を存分に体験してもらうため、アプリを制作し、各島の情報と魅力を幅広く発信する。【都】
- 「世界自然遺産を活用した観光振興事業推進協議会」を設置し、世界自然遺産の知名度やブランドイメージを活用したプロモーション等を行う。【都】
- キャッシュレス化に向けた環境を整えることにより消費意欲を喚起するとともに、島しょ地域のPR及び旅行者の島しょ地域への送客の促進のため、「しまぽ通貨」発行事業を実施する。【都】
- 観光関連事業者が取り組む、デジタル化による業務効率化やサービス向上の取組を支援する。【都】
- アドベンチャーツーリズムに係る新たな取組を支援することにより、旅行者の来訪・滞在を促すとともに、消費機会の拡大を図る。【都】
- 老朽化した海洋センターに代わる「小笠原エコツーリズム普及啓発拠点（仮称）」を建設し、海洋生物の調査・研究のための環境を構築することで、それらの調査結果や研究成果の活用（教育やエコツーリズムへの還元）や屋内展示の充実による雨天時の観光コンテンツ提供を進める。【村】
- 小笠原村が実施する遊歩道設置等の観光施設整備事業を引き続き支援し、観光資源の開発を進めていく。【都・村】



小笠原海洋センター（写真提供：小笠原村観光局）

訪れる人、観光振興に携わる人、自然を守り育む人、そして村民が観光と関わり・つながる「人が主役の観光振興」を柱とし、小笠原の観光に共感いただけの方、小笠原が好きな方に何度も繰り返して来ていただける島づくりが目標です。私たちの小笠原はそんな島であり続けたいと思います。

その上で、旅の始まりから終わりまで、ゆったりとした癒しの時間（Slow）を過ごし、また人と人との出会い（Meet）を大事にしながら、島（IsLand）の豊かな自然や貴重な生物と触れ合う（Ecotourism）ことで、訪れる人も村民もそして自然も笑顔（SMILE）になれる観光地づくり（Tourism）を目指していきます。



おがさわら丸見送り



おがさわら丸見送り船

## (2) 観光業と他産業の連携強化

振興開発事業の各種調査で行った、「地域資源の活用に向けた基礎調査」や「地域資源を活用した土産物等の事業化検証」により、島内において地域資源を活用した商品開発が加速するとともに、デザイン性を意識した商品づくりの機運も生まれている。

来島者を魅了する豊かな自然環境は村民の暮らしにも欠かせない観光資源であり、観光による消費活動は農業・漁業をはじめとする他の産業にも波及する。観光産業は島の子供たちの将来を支える産業であり、小笠原の活気ある風景を作り出す、なくてはならないものだということを強く意識し、観光振興に取り組んでいる。



農協直売所



農協直売所カフェ



漁協開発商品  
「メカジキカレー」

### 現状と課題

- 地産物が地域内に充分に行き渡っていない中でも、地産物を生かした特産品の開発は意欲的に進められているが、総体として観光客が求める多様なニーズに応えきれていない。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
特産品の開発、地産物の村内流通の円滑化等			継続		

- 観光業と第一次産業との連携を強化し、小笠原村を感じられる魅力ある特産品の開発の促進や、地産物の村内流通の円滑化を図るなどの小笠原村の取組に対し、助言及び技術的支援を行う。【都】

小笠原諸島は世界自然遺産登録を契機に、自然環境をはじめ、特異な歴史や独特の伝統・文化に対して国内外からの関心が高まっている。

近年では、教育旅行等の積極的な誘致を図っており、本土の小学校から大学に至るまで、多くの児童・生徒・学生が来島し、小笠原村の児童・生徒をはじめとする住民との交流が行われている。

このほか、小笠原村は、東京都八丈町及び山梨県南アルプス市と友好都市提携を結んでいる。八丈町には年1回定期船が寄港し、八丈町民の来島を歓迎した交流会を開催し、南アルプス市とは、毎年、交互に中学生が互いの地を訪問し、交流を深めている。

また、小笠原村は、平成29(2017)年4月、首都大学東京(現「東京都立大学」)と連携協定を締結し、今後、小笠原諸島に関する調査・研究及び研究成果の普及・還元や地域振興施策の推進等を図っていくこととしている。

加えて、国内でユネスコの世界自然遺産に登録されている5地域の関連自治体・団体で組織する「世界自然遺産5地域会議」にも参画しており、世界自然遺産地域間の連携によって、日本の自然遺産の価値及び日本型自然保護システムを国内外に発信するとともに、共通の地域課題解決に取り組み、各地域の持続的発展を図っていく。

都では、遺産価値の保全や課題解決に類似するところが多いガラパゴス諸島のチャールズ・ダーウィン財団と令和元(2019)年11月に連携協定を結び、それぞれの強みを生かした技術提供を行っている。今後も小笠原の価値の維持に役立てていくため、連携を図っていく。

### 現状と課題

- 小笠原諸島を訪れる人々との交流を図ってはいるものの、来島者の拡大につながりにくい。
- 小笠原諸島の地理的条件から、他市町村等との交流及び連携体制が取りにくい環境にある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
教育旅行等の誘致			継続		
友好市町村との交流と 交流プログラムの開発			継続		
研究者等との調査・連携の 推進			継続		

- 教育旅行等の誘致を更に促進し、より多くの島外の児童・生徒・学生が、小笠原諸島の魅力に触れる機会を提供するとともに、観光客としての再来訪や将来的な交流人口の拡大につなげる。【村】
- 小笠原諸島を訪れる人々がその滞在や体験を通じ、同諸島の自然、歴史・文化、生活等について理解を深め、住民との交流が促進されるよう、引き続き友好市町村との交流に取り組むとともに、新たな交流プログラムの開発などを行う。【村】
- 小笠原諸島の貴重な自然環境等の地域資源を生かし、海洋資源等の調査や貴重な動植物の研究の拠点として、国内外の研究者等との連携による調査及び研究を推進する。【村】

### コラム：小笠原村の友好都市

#### ■ 東京都八丈町

□ 提携年月 昭和 63(1988) 年 6 月

##### □ 内容

小笠原村と八丈町は、江戸幕府による最初の小笠原島開拓住民の祖父の地である縁で深い友情と信頼を育んできました。

小笠原諸島が日本に復帰してから昭和 63(1988) 年 6 月で 20 周年を迎えたことを記念し、両島のより一層の友好を深めるために友好都市提携を結びました。

#### ■ 山梨県南アルプス市

□ 提携年月 昭和 63(1988) 年 6 月

##### □ 内容

南アルプス連峰の前衛櫛形山の裾野に広がる南アルプス市（旧櫛形町）は、小笠原氏発祥の地として、また、小笠原の地名を通じた縁で友情と信頼を育んできました。小笠原諸島が日本に復帰してから昭和 63(1988) 年 6 月で 20 周年を迎えたことを記念し、より一層の友好を深めるために友好都市提携を結びました。

### コラム：世界自然遺産地域を構成する自治体等の連携

#### ■ 世界自然遺産 5 地域会議

□ 国内でユネスコ世界自然遺産に登録されている 5 地域の関連 22 自治体・2 団体

□ 発足年月 令和 5(2023) 年 1 月

##### □ 内容

我が国の世界自然遺産は、平成 5(1993) 年から令和 3(2021) 年の間に 5 地域が登録されました。登録された 5 地域は、それぞれの地域課題を抱えつつ、自然保護のために独自の工夫を重ねてきました。活動の第 1 弾として、大阪・関西万博での事業メニューや提言をまとめ、「共生」や「環境文化」という日本型自然保護のメッセージを世界に向けて発信する機会としていきたいと考えています。

この作業と並行してそれぞれの遺産地域の課題や取組事例の整理を進め、暮らしと自然保護の「両立モデル」や新しい自然保護「理念」を確立して、これらを国内外に示すことを、第 2 段階の目標としています。

## コラム：チャールズ・ダーウィン財団との連携

### ■ チャールズ・ダーウィン財団

□協定年月 令和元（2019）年11月

### □内容

「進化の島」として特異な生態系を保全してきたガラパゴス諸島では、世界に開かれた観光地として年間20万人以上の訪問者を受け入れています。守らなければならない自然を観光資源としても活用し、住民の経済活動を支える仕組みは、小笠原諸島でも必要な取組です。

これらのノウハウをガラパゴスから直接得るため、東京都とチャールズ・ダーウィン財団との連携協定に基づき、令和4（2022）年度にダーウィン財団理事長などを小笠原に招いて、外来種対策についての対応実例やマネジメント、具体的な対応方法の講演・実務の講習を行いました。

今後も、観光と自然環境保全の両立に資するより良い取組について、交流や情報交換を行っていきます。

全国的に少子高齢化が進行しており、東京の島しょ地域では既に人口減少が始まっている。人口の変化によって、税収の減少や医療・福祉の需要の増大、地域産業の担い手の不足、公共施設整備や公共サービス提供への影響が予想される。

小笠原村では復帰以来、着実に人口が増えてきたが、平成12(2000)年以降はほぼ横ばいで推移している。一方で、老人人口（65歳以上）は緩やかに増加し続けており、徐々に高齢化が進んでいる。

将来的な人口減や担い手不足を抑制する施策の検討に向けて、令和6(2024)年1月に医療従事者向けに村の暮らし体験ツアーを実施した。

### 現状と課題

- 医療従事者や福祉などの専門性を有する人材は慢性的に人手不足である上、DX推進や事務の多様化などによるデジタル人材の確保や、定着率の低さ（流動性の高さ）が課題となっている。
- 小笠原諸島への移住について検討を促す情報発信の機会が限られている。
- 小笠原村では住宅用に適した土地や民間の賃貸住宅が少ないため、移住希望者も含め、住まいの確保が課題となっている。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
移住希望者が地域の魅力・特徴を感じられる取組等の実施			継続		
移住・定住等に関する情報や、出身学生に対するUターン情報の発信			継続		
新たな住宅政策の方針の中で移住者の住宅確保を検討			継続		

- 都、小笠原村が連携して、移住希望者が地域の魅力・特徴を感じられる取組等を実施し、専門性を有する人材やデジタル人材の確保を図る。【都・村】
- 移住・定住等に関する情報を提供する常設の相談窓口の設置運営や、ポータルサイトの運営、移住・定住フェアの開催等により、地域の魅力発信と情報提供を実施していく。【都】
- 島で育ち本土の高校や大学に進学をした出身学生に対して、村へのUターン就職等の情報発信を検討していく。【村】
- 新たな住宅政策の方針において、移住者の住宅確保についても検討する。【村】
- 都、村及び東京都住宅供給公社が連携し、先導的事業として父島において、移住・定住の促進を図るため、賃貸住宅の建設を進めている。この公社住宅については、令和7(2025)年3月入居開始に向け、建設を進めるとともに、整備や管理面などの検証を行っていく。【都・村】



移住・定住関係ウェブサイト  
(令和6年3月現在)

各産業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察等を通じて、人材の確保・育成を行ってきた。

(取組例)

- 医療や福祉を担う人材は特に不足しており、島内での育成を図るとともに、本土から人材の募集を実施している。
  - 小笠原諸島におけるエコツーリズム推進のため、都では自然ガイドの養成を行い、小笠原村では小笠原エコツーリズム協議会が主体となって、小笠原陸域ガイド登録制度を運用している。
- また、平成28(2016)年からは、環境省に認定を受けた「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」に基づいて、自然ガイドの育成と活動を図っている。
- 営農研修所では、Uターン農業者や島外からの新規就農者・後継者等を対象に、亜熱帯農業センターにおける研究成果等を踏まえて、個別巡回や講習会、検討会、施設見学における実証展示により、技術の改善・普及を図っている。
- また、青年農業者や生産部会等の組織活動強化のための助言も行っている。



人材確保の様子



営農研修所の実証展示

### 現状と課題

- 慢性的に不足している医療・福祉などの専門性を有する人材及びDX推進や事務の多様化などの対応に必要なデジタル人材の確保や、第一次産業従事者を中心とした人材の高齢化及び後継者不足が課題となっている。
- 農業分野においては、実践に即した技術指導及び情報提供、新規作物の導入支援等を実施することにより、後継者となる農業従事者を確保・育成していく必要がある。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
専門人材確保に向けた取組			継続		
農業技術指導・普及指導等			継続		
自然ガイドの育成等			継続		

- 小笠原諸島の地域資源等を生かした地域主体の振興開発を促進するため、創意工夫により率先して地域づくりを担う地元の人材の確保・育成を図る。【村】
- 都、小笠原村が連携して、移住希望者が地域の魅力・特徴を感じられる取組等を実施し、専門性を有する人材やデジタル人材の確保を図る。【都・村】
- 教職員の更なる指導力向上を目指し、研修やOJT等による人材育成の充実に努める。さらにICT機器等の機能を最大限に活用し、他地区等との連携を図ることによって人材育成に関する支援体制の充実を図る。【村】
- 東京デジタルアカデミーを通じてデジタルに関する学びやDX推進のナレッジ等を提供することにより、DX推進の担い手となるデジタル人材を育成する。また、DXの推進が難しい自治体に対し、都がBPRによるデジタル化を支援することで、業務効率化や住民サービス向上を目指す。【都】
- 島内外での研修や、他地区等との連携を図ることによって、地域産業を活性化させるための実践的な研究や教育の推進を検討する。【村】
- パッションフルーツ、レモン、ミニトマト等の基幹作物の高品質化及び生産力の向上を目指すとともに、新規作物の導入支援や実践に即した技術指導、情報提供等を行い、普及指導の更なる充実を目指す。  
また、新規就農者・援農者の受入態勢の充実・強化に向けた方策について検討する。【都・村】
- 自然環境の保全・再生と観光振興の両立を目指すエコツーリズムの担い手である自然ガイドを養成するとともに、ガイドの更なる資質向上を図るなど、引き続き観光振興を支えていく人材の確保・育成を図る。【都・村】

これまで振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、行政機関、住民、関係団体、NPO 等と連携して協力を行ってきている。

特に、自然環境の保全・再生の分野においては、行政機関はもとより、住民のボランティアや NPO 等、多くの団体や関係者の理解と協力の下に、各種事業が進められている。

### 現状と課題

- 行政機関、住民、関係団体、NPO 等の参加を得て、振興開発の各施策の検討や実施を行ってきており、関心の高い住民の参加に限られている傾向がある。
- 地元事業者及び住民等の振興開発や村づくりに資する活動・事業等も見受けられるようになってきたが、そのような地元の発意や工夫による活動等が広まっていかない傾向にある。

### 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
関係者間の連携・協力の確保			継続		

- 振興開発の推進に当たっては、行政機関、住民、関係団体、NPO 等の多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした地域の主体的な取組を引き続き推進する。【都・村】
- 振興開発に寄与する人材の育成を図るとともに、積極的な情報の発信や機会の提供を行うなど振興開発を担う多様な関係者が連携・協力できる環境の整備を行う。【都・村】
- 振興開発を促進するため、スタートアップの斬新なアイデア等を活用し、事業化に向けた集中的な支援を行い、成果を広く発信する。【都】
- 複数の島にまたがる広域的取組を支援するため、新たなサービスの起業及び事業化に向けたチャレンジを支援することにより、地域全体の付加価値をより高め、ブランド化を一層推進する。【都】

帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくための環境整備をこれまで図ってきた。

また、硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っている。

### 現状と課題

- 昭和 19(1944) 年の強制疎開以降、既に 80 年が経過しており、旧島民の高齢化が進んでいる。
- 時間の経過に伴い、旧島民の本土等における生活基盤が確立しているなどの理由により、旧島民の帰島者数は少なくなっている。

### 今後 5 年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
旧島民の帰島促進			継続		

- 高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応していくため、高齢者の状況に配慮しつつ環境整備を図るとともに、旧島民の帰島に際しての生活安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため、特別の金融対策を引き続き実施する。【都・村】
- 硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。【都・村】



参考 小笠原諸島振興開発特別措置法



## 昭和四十四年法律第七十九号

### 小笠原諸島振興開発特別措置法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条一第四条）
- 第二章 小笠原諸島振興開発計画等
  - 第一節 基本方針（第五条）
  - 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第六条一第十条）
  - 第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条一第十九条）
  - 第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十条一第四十六条）
- 第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第四十七条一第四十九条）
- 第四章 雜則（第五十条・第五十一条）
- 第五章 罰則（第五十二条・第五十三条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### (目的)

**第一条** この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。

###### (基本理念)

**第二条** 小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とすること。

二 小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、小笠原諸島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

###### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

###### (定義)

**第四条** この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

##### 第二章 小笠原諸島振興開発計画等

###### 第一節 基本方針

**第五条** 國土交通大臣は、第二条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発を図るために、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する基本的な事項
- 五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
- 六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二項第六号において同じ。）に関する基本的な事項
- 七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
- 八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 九 医療の確保等に関する基本的な事項
- 十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項
- 十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項
- 十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
- 十三 教育及び文化的振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項
- 十四 観光の開発に関する基本的な事項
- 十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十六 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項
- 十七 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
- 十八 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次条第二項第十八号及び第三十九条において「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
- 十九 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

- 4 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

(振興開発計画)

**第六条** 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 小笠原諸島の振興開発の基本の方針に関する事項

二 土地の利用に関する事項

三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する事項

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項

五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

六 住宅及び生活環境の整備に関する事項

七 保健衛生の向上に関する事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

九 医療の確保等に関する事項

十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項

十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

十三 教育及び文化の振興に関する事項

十四 観光の開発に関する事項

十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十六 小笠原諸島への移住の促進に関する事項

十七 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

十八 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

十九 前各号に掲げるもののか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

- 3 振興開発計画は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

- 4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定による要請があつた場合を除き、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

- 5 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならない。

- 6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

- 7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 8 東京都は、小笠原村から第四項又は第五項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映せるよう努めるものとする。

- 9 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、國土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、國土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 10 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

- 11 第四項及び第七項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読み替えるものとする。

(特別の助成)

**第七条** 國は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

- 2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して國がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により國がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する國の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

**第八条** 國は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で國土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(経理の分別)

**第九条** 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。(地方債についての配慮)

**第十条** 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

## 第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(産業振興促進計画の認定)

**第十一條** 小笠原村は、振興開発計画に即して、國土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、國土交通大臣の認定を申請することができる。

- 2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 小笠原諸島において振興すべき業種

- 二 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項  
 三 計画期間
- 3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
- 一 産業振興促進計画の目標
  - 二 その他国土交通省令で定める事項
- 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項
  - 二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十八条において同じ。）に関する事項
  - 5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
  - 6 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
    - 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者
    - 二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者
  - 7 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
  - 8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 振興開発計画に適合すること。
    - 二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。
    - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十七条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。
  - 9 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
  - 10 国土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。  
 (認定に関する処理期間)
- 第十二条** 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。  
 (認定産業振興促進計画の変更)
- 第十三条** 小笠原村は、第十二条第八項の認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 2 第十二条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。  
 (報告の微収)
- 第十四条** 国土交通大臣は、小笠原村が第十二条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたときは、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。
- 2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十二条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、小笠原村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。  
 (措置の要求)
- 第十五条** 国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十二条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。  
 (認定の取消し)
- 第十六条** 国土交通大臣は、認定産業振興促進計画が第十二条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、国土交通大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十二条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。
- 4 第十二条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。  
 (旅行業法の特例)
- 第十七条** 小笠原村が、第十二条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について

て、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

4 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第一号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5 国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行業者代理業者に対し、小笠原諸島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

**第十八条** 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（中小企業者に対する配慮）

**第十九条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

#### 第四節 振興開発のためのその他の特別措置

（土地改良法の特例）

**第二十条** 小笠原諸島において行われる土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

（農用地開発のための交換分合）

**第二十一条** 東京都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地（政令で定めるものを除く。）につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三条、第百十三条の四から第百十五条まで、第百二十三条その他同法の交換分合に関する規定は、第一項の交換分合に関して準用する。

4 第一項の交換分合に関しては、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（国有財産の譲与等）

**第二十二条** 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（交通の確保等についての配慮）

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化等についての配慮）

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るために、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興についての配慮）

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（就業の促進についての配慮）

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備についての配慮)

**第二十七条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等についての配慮)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備についての配慮)

**第二十九条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)

**第三十条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

**第三十一条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、情報通信機器を活用した診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

3 東京都は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、小笠原諸島における医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生についての配慮)

**第三十二条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギー源の利用の促進等についての配慮)

**第三十三条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用を促進するために必要な施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、小笠原諸島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

(防災対策の推進等についての配慮)

**第三十四条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用して通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等についての配慮)

**第三十五条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この項において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

3 地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資するよう、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

## (地域文化の振興等についての配慮)

**第三十六条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

## (観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

**第三十七条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることに鑑み、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島における観光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

2 前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

## (移住の促進についての配慮)

**第三十八条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

## (人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

**第三十九条** 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

## (資金についての配慮)

**第四十条** 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

## (帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

**第四十一条** 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の三までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（）とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円（長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除した金額（）とする。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（）とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円（短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額）を控除した金額（）とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円（当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円（当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

5 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

## (帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

**第四十二条** 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格）に達するまでの金額を価格（同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。）から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島（小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。）をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

**第四十三条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要のある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要のある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利用が損なわれないように配慮しなければならない。

(助言、勧告又は指揮監督)

**第四十四条** 國土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督する。

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する小笠原村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により東京都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ東京都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は東京都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

(権限の委任)

**第四十五条** 國土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

(振興開発計画に基づく事業の見積り等の事務の所管)

**第四十六条** 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する國の事務は、國土交通省において掌理する。

### 第三章 小笠原諸島振興開発審議会

(小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限)

**第四十七条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、國土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、國土交通大臣に対し意見を申し出ることができる。  
(審議会の組織等)

**第四十八条** 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、國土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への報告)

**第四十九条** 國土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

### 第四章 雜則

(離島振興法の適用除外)

**第五十条** 異島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

**第五十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第五章 罰則

**第五十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき。

二 第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

三 第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

**第五十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る國の負担金又は補助金のうち令和十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第四十一条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された

価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

（修正基準に係る不動産の価格の決定の特例）

5 第四十二条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

（この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例）

6 帰島者に係る令和十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

（この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例）

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第四十二条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

（この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用）

8 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（昭和四九年三月二九日法律第九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

6 第二条の規定による改正後的小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する復興実施計画（以下「復興実施計画」という。）で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による同法第三条第一項に規定する復興計画（以下「復興計画」という。）の変更の日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を復興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

#### 附 則（昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第五十三条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**第五十四条** この法律の施行の際現に効力を有する首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省令で、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により総理府令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、総理府令としての効力を有するものとする。

**第五十五条** 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

#### 附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十二条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

（経過措置）

3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

#### 附 則（昭和五四年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定（「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 5 第二条の規定による改正後的小笠原諸島振興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第六条及び第七条の規定は、昭和五十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和五十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十四年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 6 第二条の規定による改正前的小笠原諸島復興特別措置法（以下この項において「旧小笠原法」という。）第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する復興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和五十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金が昭和五十四年度以後に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島復興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興審議会」とする。
- 7 新小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画（以下「振興実施計画」という。）で昭和五十四年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興計画（以下「振興計画」という。）の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 8 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十四年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

#### 附 則（昭和五九年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定（「昭和五九年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 5 第二条の規定による改正後的小笠原諸島振興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する振興実施計画（次項において「振興実施計画」という。）で昭和五十九年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興計画（次項において「振興計画」という。）の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 6 前項の規定により振興実施計画が認可されるまでの間に、昭和五十九年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

#### 附 則（平成元年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興特別措置法附則第二項の改正規定（「昭和六十四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 5 第二条の規定による改正前的小笠原諸島振興特別措置法（以下この項において「旧小笠原法」という。）第五条、第八条、第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定は、旧小笠原法第五条第一項に規定する振興実施計画に基づく事業で、当該事業に要する経費に係る昭和六十三年度以前の予算に係る国の負担金又は補助金が平成元年度以後に繰り越されたものの実施及び予算の執行については、なおその効力を有する。この場合において、旧小笠原法第五条第三項において準用する同条第二項中「小笠原諸島振興審議会」とあるのは、「小笠原諸島振興開発審議会」とする。
- 6 第二条の規定による改正後的小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する振興開発実施計画（以下「振興開発実施計画」という。）で平成元年度に係るものは、同項の規定にかかわらず、新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 7 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成元年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成六年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 5 第二条の規定による改正後的小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第五条第一項に規定する振興開発実施計画（次項において「振興開発実施計画」という。）で平成六年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画（次項において「振興開発計画」という。）の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 6 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

#### 附 則（平成七年三月三一日法律第五五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第四十九条** 前条の規定による改正後的小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が施行日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、前条の規定による改正前的小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者が施行日前に行った同項又は同条第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成八年三月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成八年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一〇年三月三一日法律第二三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日法律第八号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日法律第一三号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第三条第一項に規定する振興開発計画（以下「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

4 新小笠原法第五条第一項に規定する振興開発実施計画（次項において「振興開発実施計画」という。）で平成十一年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日  
(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)**第三十九条** 施行日前に第八十条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている認可の申請は、それぞれ第八十条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方針について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十五条** この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十六条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十二条第二項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）  
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

#### 附 則（平成一六年三月三一日法律第一一一号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定  
並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 公布の日

(振興開発計画に関する経過措置)

**第四条** 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第四条第一項に規定する振興開発計画（次条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

**第五条** 新小笠原法第三条第一項に規定する小笠原諸島振興開発基本方針（次項において「基本方針」という。）が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

2 基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

**第十一条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成一六年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第六十九条** 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条の規定は、同条第一項に規定する帰島者が平成十六年一月一日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、当該帰島者が同日前に行った前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項又は第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成一八年三月三一日法律第七号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成十九年一月一日

イからニまで 略

ホ 第十四条の規定並びに附則第百五十八条から第百六十一条まで、第百六十三条、第百六十四条、第百八十二条及び第百八十三条の規定

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二百八十三条** 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する帰島者の平成十八年分以前の所得税についてでは、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成二一年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第三条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第三条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第四条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第三条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。**附 則** (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。**附 則** (平成二一年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。**附 則** (平成二四年三月三一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。**附 則** (平成二六年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。**附 則** (平成二七年七月一五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月二六日法律第三九号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

**第二十一条** この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画については、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条第三項の同意を得たものとみなす。

一 略

二 附則第九条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「旧小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十一項第八項の認定（旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十一項に規定する産業振興促進計画（同条第二項第二号に掲げる事項として同条第四項第一号に規定する小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

2 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士の登録

3 次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録簿

4 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項 小笠原諸島特例通訳案内士登録証

5 第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項

6 次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項

7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされた処分その他の行為

8 前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

一 略

二 旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされている申請その他の行為

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年一二月一五日法律第八四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成三一年三月三〇日法律第八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成三十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略

八 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える部分に限る。）、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定（「及び第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改める部分に限る。）、同法第三十五条の二に見出しを付する改正規定、同法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第三十七条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定及び同法第三十七条の九第一項の改正規定並びに附則第百五十七条の規定 令和二年七月一日又は土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行日のいづれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

**第一百七十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和六年三月三〇日法律第六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項の改正規定（同項ただし書の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で令和六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、令和六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 障害者総合支援法等一部改正法施行日の前日までの間における新小笠原法第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

参考 小笠原諸島振興開発基本方針



## 小笠原諸島振興開発基本方針

### 目次

I	序文	2
II	小笠原諸島の振興開発の意義及び方向	3
1	振興開発の意義	3
2	振興開発の方向	3
(1)	生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進	3
(2)	小笠原諸島内外の交通アクセスの整備	4
(3)	自然環境の保全・再生	4
III	小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項	4
1	土地の利用に関する基本的な事項	5
2	交通通信の確保に関する基本的な事項	5
(1)	交通の確保	5
(2)	情報通信の確保	5
(3)	費用の低廉化	6
3	産業の振興開発に関する基本的な事項	6
4	就業の促進に関する基本的な事項	6
5	住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項	6
6	保健衛生の向上に関する基本的な事項	7
7	福祉の増進に関する基本的な事項	7
8	医療の確保等に関する基本的な事項	7
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項	8
10	エネルギーの供給に関する基本的な事項	8
11	防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項	8
12	教育及び文化の振興に関する基本的な事項	9
13	観光の開発に関する基本的な事項	9
14	国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項	10
15	小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項	10
16	人材の確保及び育成に関する基本的な事項	10
17	関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項	11
18	帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項	11
IV	小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項	11

## I 序文

小笠原諸島は、東京本土から南に約1,000km離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めて多くの島々で構成されている。

同諸島には、昭和19年当時、約7千7百人の住民が生活していたが、強制疎開により、軍属を残して約7千人の住民が本土に引き揚げることとなった。終戦後は米軍の直接統治下に置かれ、日本人住民の帰島は、23年間の空白を経て昭和43年6月の日本復帰後に認められた。本土から隔絶した外海に位置し、住民が戦後すぐには帰島できなかつたこと等による不利性やそれに起因する課題を克服するため、復帰以来、国の特別な措置に加え、関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により、諸施策が着実に実施され、これまで相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、今日においても、片道約24時間をするなど本土へのアクセスの困難さが住民生活の利便性向上の妨げとなっており、また、復帰後に整備した公共施設の老朽化が進んでいるほか、保健・医療、福祉をはじめ、生活面などで本土との格差が残されており、定住環境が十分に整備されたとは言い難い状況にある。また、強制疎開に端を発し、復帰以来の課題となっている帰島促進等にも引き続き取り組む必要がある。加えて、台風の常襲により度々被害が発生しており、風水害や南海トラフ巨大地震等に対する備えも喫緊の課題である。

一方で、太平洋上に散在する国境離島である小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保し、我が国の領域の保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・利用等、安全上・経済上の重要な役割を担っている。周辺海域の海上保安体制を強化するため、令和3年には巡視船「みかづき」が配備されたところである。日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、小笠原諸島が担う国家的役割はますます大きくなつており、移住・定住の促進をはじめとする地域社会の維持に資する取組の重要性が高まっている。

このような背景を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正され、法の目的に持続可能な地域社会の構築に向けた「移住の促進」が追加され、引き続き振興開発計画に基づく事業に対して国庫補助率のかさ上げを行うなど、特別の措置を講ずることとされたところである。

本基本方針は、法第5条に基づき、令和6年度を初年度とする5箇年を目途として、国が考える小笠原諸島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、東京都による振興開発計画の策定にあたって指針となるべき基本的事項について定めたものである。

小笠原村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を作成することが期待される。また、東京都においては、本基本方針に基づき、小笠原村の案をできる限り反映させつつ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

## Ⅱ 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

### 1 振興開発の意義

小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域であり、水産資源やコバルト、レアアースなどの鉱物資源等の開発可能性を有している。加えて、同諸島周辺海域は、国籍を問わず付近を航行する船舶も多く、台風の発生時や、船内で急病人が発生した場合に、これらの船舶が同諸島に避難、寄港することもあるなど、太平洋における要衝として、世界的にも重要な地域である。

この地域で住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることが、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、密入国・密輸を防止すること等にも寄与するものであり、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、周辺海域の航海と漁業従事者の安全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなる。

さらに、我が国では、脱炭素社会やデジタル田園都市国家構想の実現が重要政策となる中、これを小笠原諸島の条件不利性を克服する好機と捉え、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用等による循環型社会の構築や、デジタル技術の活用等に積極的に取り組み、成果を挙げることが期待されている。

このため、小笠原諸島の振興開発により、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに移住・定住の促進を図っていくことが重要である。

### 2 振興開発の方向

本基本方針及び東京都が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

なお、諸施策の実施にあたっては、小笠原諸島の特性を活かしてその魅力の増進を図るとともに、関係者の協働と知見の集約を図り施策の効果を一層高めることを旨としなければならない。

また、他地域との交流や島外からの投資が、地域と共生し、真に小笠原諸島の活力につながるものとなるよう留意すること。

#### (1) 生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進

小笠原諸島の人口は増加傾向にあったが、直近は横ばいになっており、全国と比べて若い世代の比率は高いものの、復帰55年を経て、高齢化も進んでいる。このため、高齢化の進展も踏まえた保健・医療や福祉の充実、若い世代の移住・定住の促進に向けた住宅確保、妊産婦への支援、学校施設等の計画的な老朽化対策を行う。さらに、災害時における住民や観光客の孤立防止に必要な避難路等の防災施設の整備を含めた社会資本の整備及び維持管理を進める。

また、伝統的な基幹産業である農業や漁業、現在の主要産業であり裾野の広い観光産業を軸に、小笠原諸島の強みや地域資源を活かした産業振興を図り、

移住希望者の雇用機会を確保する。

こうした取組により、移住・定住を促進するとともに、帰島を希望する旧島民の受入れに対応する。

## (2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備

小笠原諸島は、人口集積地からの時間的距離が世界的に見ても極めて隔絶した外海離島であり、住民や来島者の同諸島への唯一の交通手段である定期船「おがさわら丸」は片道約24時間要する。約1週間に1便の同定期船及び父島と母島を結ぶ「ははじま丸」は、人の往来はもとより、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送等、住民の生活の安定や産業振興に欠かせない。その安定的な運航を確保するため港湾施設の整備に計画的かつ継続的に取り組み、あわせて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。

また、村民の悲願である航空路の開設に関しては、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、必要な取組を進める。

## (3) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、島の成立以来一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であり、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫であることから、昭和47年に国立公園に指定され、平成23年には世界自然遺産にも登録されている。このような世界で唯一の価値を有する自然環境を保全・再生及び継承し、生物多様性の増進に資するために、外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。特に、住民が居住し観光客が来島する父島・母島において、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。

また、世界自然遺産としての知名度を活かし、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。

## III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

小笠原諸島の振興開発を図るための各分野における基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施にあたっては、あらゆる国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を更に強化し、ソフト・ハードの両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、東京都が策定した都有施設等総合管理方針及び小笠原村が策定した公共施設等総合管理計画などを踏まえ、予防保全による既存施設の長寿命化・耐震化や計画的な更新等を図る。また、小笠原村には、産業振興促進計画認定制度を効果的に活用することが期待される。

## 1 土地の利用に関する基本的な事項

振興開発施策の実施にあたっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて、移住・定住環境の整備や農業経営等に必要な土地を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地資源の有効活用を図る。

特に、喫緊の課題である住宅不足の解消を図る上で、その最大の要因である住宅用地の不足への対応が必要であり、現状を踏まえつつ土地利用計画を見直す。

## 2 交通通信の確保に関する基本的な事項

### (1) 交通の確保

東京本土から南に約1,000km離れた外海に位置する小笠原諸島にとって、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために、交通利便性の確保が重要である。

現在唯一の交通手段である航路は、住民や来島者の往来、生活物資や產品の運搬等、住民の生活の安定や産業の振興に欠かせないものであり、その安定的な運航を確保するため、港湾施設の整備等に計画的かつ継続的に取り組むとともに、代替船の確保に向けた必要な調整を行い、あわせて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。

また、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合等の物資の確保に係る対応について検討を行う。

航空路の開設にあたっては、世界自然遺産に登録された貴重な自然環境への影響を考慮して整備を進めるべきであり、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見に十分配慮しつつ、費用対効果、運航採算性等の課題についても調査・検討し、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。

### (2) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、小笠原諸島における住民生活やDXの進展を支える重要な基盤としての役割を担っていることから、地域の実情を踏まえて整備・充実に取り組むとともに、その基幹をなす光海底ケーブルについて、引き続き適切な維持・管理を行う。

さらに、遠隔医療、遠隔教育へのデジタル技術の活用等による住民サービス

の質的向上のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を発信し、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興に取り組む。

### (3) 費用の低廉化

地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。

## 3 産業の振興開発に関する基本的な事項

産業の振興については、小笠原諸島の強みや地域資源を活かし、現在の主要産業であり、裾野の広い産業である観光業を軸に、農林水産業や商工業など産業全体の活性化を図る。

特に、狭隘な農地で効率的な経営が求められる農業については、生産基盤を整備するとともに、亜熱帯性の気候に適した農作物を安定的に生産してブランド化を図り、付加価値を高める。漁業については、漁獲物を新鮮な状態で消費者に届けることが付加価値向上の鍵を握ることから、販路・流通経路の改善や技術開発、戦略的な高付加価値化、漁港や共同利用施設等の整備等を行う。

また、台風の常襲地帯に位置し、南海トラフ巨大地震による津波被害も想定されていることを踏まえ、災害に強い農林水産基盤の整備を推進するとともに、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合における事業活動の継続についても適切な配慮に努める。

## 4 就業の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への移住・定住の促進に向けて、雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題である。

このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用した新規漁業就労者の確保・育成等に取り組む。また、就業者が適切な所得を確保できるよう配慮しつつ、有効な就業支援策を講じていく。

## 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上、移住の促進のため、公共施設の老朽化対策として、予防保全による長寿命化や計画的な更新等を着実・効率的に実施し、快適な生活環境の形成に努める。

また、限られた土地を有効に活用し、質の高い住環境を確保する観点から、土地利用計画の見直しにあわせて将来必要な住宅需要を勘案した上で住宅供給計画を作成するなど、総合的な視点で住宅政策を展開することとし、住宅供給の現

況について、毎年度、小笠原諸島振興開発審議会に報告するものとする。

加えて、本土に比べて高い建築コストが住宅供給の障害となっていることから、新たな住宅供給のあり方について、民間事業者等による住宅供給を含め対応策を幅広く検討するなど、関係機関の連携の下、住宅確保に向けた取組を推進する。

## 6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

移住・定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健・医療、福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。

## 7 福祉の増進に関する基本的な事項

高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。あわせて、介護テクノロジーの導入による介護サービス従事者の負担軽減を図る。

また、保育施設の整備など子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制の構築による児童福祉の充実、障害者等が地域で安心して暮らせる基盤整備などによる障害福祉サービス等の適切な提供を図る。さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。

なお、他の地域との格差是正に向けて、介護サービス及び保育サービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

## 8 医療の確保等に関する基本的な事項

小笠原村では、父島の小笠原村診療所及び母島の母島診療所が各島で唯一の複数の診療科目に対応する医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等は重要な課題である。また、住民が安心して生活できる環境を整備し、移住・定住を促進する上でも、医療環境の整備は極めて重要である。

このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、オンライン診療をはじめとした遠隔医療等のDXを推進するとともに、本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。

また、村内で出産ができないという状況を踏まえ、妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会が確保できるよう、さらに、東京都による医療計画の策定にあたっては小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との格差是正に向けて、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

## 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

固有種をはじめとする希少な野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、世界自然遺産・国立公園の適正な管理等により、生物多様性を増進し、顕著な普遍的価値を有する自然環境の保全・再生及び継承を図るとともに、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実等を図る。各種事業の実施にあたっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。

また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。

## 10 エネルギーの供給に関する基本的な事項

本土から遠く隔絶した外海離島である小笠原諸島の地理的条件を踏まえ、燃料輸送コスト、災害時や燃料供給途絶時の危機管理等の観点から、自給可能な再生可能エネルギーを積極的に利用することが重要である。

このため、再生可能エネルギー等を利用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築等、民間事業者を含めた地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。その際、自然環境に与える影響を十分に考慮し、小笠原諸島の特性に即したエネルギー源を選択するとともに、住民の理解を得ながら計画的に施策を推進する。

また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。

## 11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

台風・豪雨、地震・津波等の災害発生時の住民・観光客の孤立を防止するため、避難路や港湾施設等の防災施設を計画的に整備するとともに、学校、社会福祉施設、医療施設等の公共施設について、備蓄庫の併設を検討するなど防災機能の強化、津波による浸水想定区域からの移転等を進める。あわせて、関係機関との連携を含め、発災時の具体的な対応策について様々な事態の想定に基づく複数の検討を進めて、避難計画の作成等を推進し、防災教育・訓練の充実等の取組を行う。この際、外国人を含む観光客等への対応についても備えることが必要である。

特に、災害時の地域運営の自立性を高める観点からも、主要道路の代替路の整備をはじめとする社会資本整備や必要な設備の導入などの防災対策の推進に努

める。

また、食料の大半を本土からの移入に頼る小笠原諸島においては、災害や事故等による入荷途絶等の事態に備え、食料備蓄庫の整備等、食料を安定的に確保するための取組を行う。

## 12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

教育については、公立学校施設の整備・更新計画を着実に進めるとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。

母島には高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における小中学校・高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、教職員定数の加配・配置について特別の配慮をするとともに、住環境の整備をはじめとした教職員の待遇についても適切な配慮が必要である。

さらに、ニーズに応じた個別最適な学びの実践、習熟度別学習や教科担任制の推進、子どもたちが島のことを学び発信していく機会の創出、遠隔教育などＩＣＴ技術を活用した島外人材との多様な交流・教育活動や高校卒業後にあらゆる進路を選択できるような支援等、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の機会の確保を図る。

文化の振興については、小笠原諸島には、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、東京都無形民俗文化財である南洋踊りや民謡をはじめ独特の文化が存在していることから、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。

また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していく。

## 13 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、世界自然遺産に登録された貴重な自然環境のほか、欧米や南洋の流れを汲む独自の文化や、幅広い世代が支え合いながら暮らすコミュニティ等、他の地域にはない魅力を最も活かすことができる産業である。また、小笠原諸島には、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

これらを踏まえ、引き続き、質の高いガイドの育成に向けた取組等を進め、エコツーリズムを推進し、自然環境の保全に配慮した持続的な観光を目指すと同時に、観光客と住民の双方にとって心地よい環境をつくるため、観光客にも責任ある旅行者としての意識と行動を促すレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）を推進する。

また、観光と漁業、飲食業等が連携して、海に関わる地域資源を活かす海業の振興、農業や漁業と連携した魅力的な観光メニューの開発等、観光消費額単価の

増加に向けた取組を進めることで、観光産業を軸とした所得の向上を図る。

これらの取組により、小笠原諸島の魅力をさらに高め、観光消費額の増加、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保、外国人観光客の受入等を図る。

#### 14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島の魅力を活かし、観光はもとより、その自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口の拡大、関係人口の創出には、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展を促進する上で非常に重要である。

このため、国内及び国外の地域との交流活動を通じ、これまで住民の気が付かなかつた小笠原諸島の地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等を国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、世界自然遺産に登録された地域やエコツーリズムに取り組む地域等、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。

中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を活かした交流の実践に向けて検討を行う。

加えて、都会に暮らす人々が小笠原諸島の自然や生活環境を体験することは、日頃得られない貴重な経験となり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育・研修旅行の受入れ等、多くの人々に小笠原のことを知ってもらう機会の創出やワーケーションの受入れの推進、親善交流活動の促進等を通じて、他の地域との交流を推進し、同諸島をPRしていく。

#### 15 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

人口減少・高齢化が進む中、持続可能な地域社会を構築し、小笠原諸島の貴重な自然や文化を次世代に継承していくためには、若年層等の移住を促進し、定住につなげていくことが重要である。

そのため、不足している住宅の確保とあわせて、医療・介護・教育といった生活環境整備を一層推進する。また、関係人口の創出は、移住につながる前段階としても重要である。

なお、移住の促進に際しては、引き続き、移住者と地域が共生し、地域の活力に繋げていくことを第一とする。

#### 16 人材の確保及び育成に関する基本的な事項

小笠原諸島の振興開発にあたっては、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等を活かした自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を活かした地域主体の振興開発を図るために、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。

このため、他の地域との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、本土の人々や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしにあたることのできる人材の確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドや特産品の開発等の産業振興に取り組む人材に加えて、外国人旅行者へのガイドを行う良質な人材等が求められる。

また、研修活動の促進により新規就農を含めた農林水産業従事者の育成を図る。

さらに、今後は地域づくり全般にわたって、人材の確保・育成がますます重要なことから、移住・定住の促進をはじめとした各種取組を積極的に進めていく。

#### 17 関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、国・東京都・小笠原村に加え、事業者・住民・N P O等の多様な関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。

#### 18 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

帰島阻害要因等の把握に引き続き努めるとともに、旧島民の高齢化の進展を踏まえ、帰島を希望する旧島民を受け入れるための環境整備を進める。

また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずるとともに、一時帰島の機会の充実を図る。

さらに、旧島民の3世、4世等の若い世代が小笠原諸島に触れる機会をつくり、定住につなげるなど、これらの世代に対する帰島促進のあり方について検討を進める。

### IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価する等のフォローアップを行う。

